

令和2年9月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
令和2年9月16日～18日

場 所 第4委員会室



令和2年9月16日(水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第6号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 国営西諸土地改良事業(二期)執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
  - ・県が出資している法人等の経営状況について
    - 一般社団法人宮崎県林業公社
    - 公益財団法人宮崎県環境整備公社
    - 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター
    - 公益社団法人宮崎県農業振興公社
    - 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
    - 一般財団法人宮崎県水産振興協会
    - 一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会
    - 一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
    - 一般社団法人宮崎県酪農公社
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・宮崎県環境計画(改定計画)の取組状況について
  - ・第四次宮崎県環境基本計画の骨子案について
  - ・第七次宮崎県森林・林業長期計画(改定計画)の取組状況について
  - ・第八次宮崎県森林・林業長期計画の骨子案について
  - ・宮崎県森林環境税の継続について
  - ・野生鳥獣による農林作物等の令和元年度被害額について
  - ・令和2年台風第10号による森林・林業関係被害について

害について

- ・第七次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)令和元年度の主な取組について
- ・第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画(後期計画)令和元年度の主な取組について
- ・本県におけるミカンコミバエの初確認及び対応状況について
- ・大淀川で捕獲されたチョウザメについて
- ・海区漁業調整委員会の委員任命について
- ・令和2年台風第10号による農水産業関係の被害状況について

出席委員(8人)

委 員 長	日 高 陽 一
副 委 員 長	安 田 厚 生
委 員	星 原 透
委 員	横 田 照 夫
委 員	窪 菌 辰 也
委 員	高 橋 透
委 員	河 野 哲 也
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	川 口 泰 夫
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	日 高 和 孝
環 境 森 林 課 長	横 山 直 樹
みやざきの森林 づくり推進室長	廣 島 一 明
環 境 管 理 課 長	佐 沢 行 広
循 環 社 会 推 進 課 長	鍋 島 宏 三
自 然 環 境 課 長	黒 木 逸 郎

自然公園室長	藤本英博	工事検査監	鬼束哲生
森林経営課長	橋木秀利	総合農業試験場長	日高義幸
山村・木材振興課長	有山隆史	県立農業大学校長	徳留英裕
みやぎスギ活用推進室長	福田芳光	水産試験場長	林田秀一
工事検査監	木嶋誠	畜産試験場長	三浦博幸
林業技術センター所長	濱砂正則		
木材利用技術センター所長	美戸司		

事務局職員出席者

議事課主査 川野有里子  
議事課主任主事 石山敬祐

農政水産部

農政水産部長	大久津浩
農政水産部次長 (総括)	河野譲二
農政水産部次長 (農政担当)	牛谷良夫
農政水産部次長 (水産担当)	外山秀樹
畜産新生推進局長	花田広
農政企画課長	殿所大明
中山間農業振興室長	小林貴史
農業連携推進課長	愛甲一郎
みやぎブランド推進室長	松田義信
農業経営支援課長	東洋一郎
農業改良対策監	戸高朗
農業担い手対策室長	戸高久吉
農産園芸課長	柳田敬
農村計画課長	小野正寛
畑かん営農推進室長	押川浩一
農村整備課長	酒匂芳洋
水産政策課長	福井真吾
漁業・資源管理室長	西府稔也
漁村振興課長	坂本龍一
漁港漁場整備室長	鈴木宣生
畜産振興課長	河野明彦
家畜防疫対策課長	丸本信之

○日高委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、先日の台風10号の関係でございますが、今回の台風では、椎葉村で土砂崩れによりまして1名の方が負傷、4名の方が行方不明となるなど甚大な被害が生じております。行方不明の方々が一刻も早く発見されますよう心から願いますとともに、被災された皆様方にお見舞い申し上げたいと思います。

また、森林・林業関係の被害状況につきましては、追加配付させていただいた資料によりまして後ほど概要を説明させていただきますが、現在も調査を継続しております。

今後も被害状況の把握、情報収集を行い、各部、市町村ともしっかりと連携して早期復旧に努めてまいりたいと思います。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思いません。

本日の説明事項は、提出議案が1件、報告事項が4件、その他報告事項が6件であります。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」について御説明いたします。

次に、Ⅱの報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて及び地方自治法、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資しております法人等の経営状況について報告するものであります。

当部所管の法人としましては、一般社団法人宮崎県林業公社、公益財団法人宮崎県環境整備公社、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人であります。

次に、Ⅲのその他報告事項といたしまして、宮崎県環境計画（改定計画）の取組状況など6項目を御説明いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、追加配付資料によりまして、令和2年台風第10号による森林・林業関係被害についても報告させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

1の令和2年度環境森林部歳出予算（課別）についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課

別に集計したものであります。

今回の補正予算は、自然公園等整備事業におきまして、えびの市が実施します老朽化した足湯の駅えびの高原レストセンターの改修支援に要する経費をお願いするものであります。

一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にありますように、4,611万8,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、その横、補正後の額Cの列の中ほどの小計にありますとおり、223億9,707万4,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計の欄にありますとおり、236億2,394万6,000円となります。

次に、2ページを御覧ください。

2の繰越明許費補正（変更）についてであります。

これは、自然環境課、森林経営課の所管事業におきまして、工法の検討等に日時を要したことから、表の合計欄にありますとおり、12億1,288万9,000円へ増額をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が御説明申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

**○黒木自然環境課長** 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額欄にありますように、一般会計で4,611万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、43億3,245万9,000円となります。

47ページをお開きください。

上から5段目、(事項)自然公園等整備事業費で4,611万8,000円の増額であります。

これは、えびの市が実施する、老朽化した足湯の駅えびの高原レストセンターの施設改修への支援を行うものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○星原委員 この4,611万8,000円の中身ですよ。どういったものにどういう形でこの予算が使われるのか、もう少し詳しく説明してください。

○藤本自然公園室長 これは、えびの高原にあります足湯の駅えびの高原レストセンターが、築24年ほどたって、建物自体が、屋根とか外壁、あとトイレとかボイラー関係の設備が老朽化しておりますして、そういったものをえびの市において改修するというので、県のほうに予算を要望して、ついたものであります。

○窪菌委員 足湯の整備ということですが、昨日の一般質問でも中野議員からあったんですけど、道路等も整備されていない状況なんです。足湯だけ整備してもお客さんはどうなのかなという気もするんですけども。大型バスも1台も通れないような状況です。

行ったときにはお湯が空だったと思うんですけど、今たまっていないんです。水道の工事とかも併せて総合的にやらないと、足湯だけ整備してもお客さんが来なければどうなのかなという疑問もあるんですけど、その辺りはどうですか。道路整備と連携して、やられたらどうかなと思っているんですけど。

○藤本自然公園室長 道路も含めてですけれども、えびの高原全体の施設については老朽化が進んでいるということで、足湯の駅以外にも、昨日質問もありました水道施設の改修ですとか、あと、えびの市が持っておりますキャンプ場も老朽化しております。そのため、全体的な施設について4年ほど前に、この満喫プロジェクトが始まる時に全体の施設の調査をして、どういったものをどういうふうにするかということで計画を立てまして、道路も含めてですけれども、それを年次的に整備・改修していくということで、国の予算を活用しながら整備をしているところで、全体的な滞在環境といいますか、利便性向上ということで関係者が一体となって進めているところであります。

○窪菌委員 両方一遍に、人を呼び込む方法でやっていただくとありがたいです。よろしくお願いたします。

○日高委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○佐沢環境管理課長 環境管理課の議会提出報告書の関係分について御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償であります。

具体的には、令和2年6月18日に、職員が宮崎市宮崎駅東1丁目の宮崎市保健所・中央保健センター駐車場におきまして、後進して駐車する際に、駐車済みの無人の相手車両に公用車が接触し、相手車両を損傷させた事案であります。

原因は、職員が後進する際に周囲の状況確認を怠ったことによるものであります。

損害賠償額は12万7,000円、専決年月日は令和2年8月17日でありまして、全額を県が加入している任意保険で支払っております。

交通法令の遵守、交通安全の確保につきましては、様々な機会を通じまして職員に注意を喚起しているところでありますが、このような事故が発生してまい、大変申し訳なく思っております。

今後、このような事故が起きないように、より一層交通安全と法令遵守につきまして指導を徹底してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○広島みやざきの森林づくり推進室長** 私からは、報告事項の2、一般社団法人宮崎県林業公社について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

林業公社は、(1)の設立の目的にございますように、造林、育林等の事業を通じまして県土の保全を図り、もって地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など、合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、そのうち理事長が知事、副理事長が県環境森林部長でございます。また、職員は、総務企画課、業務課の2課体制で、事務局長を含め8名となっております。

(4)の出資の状況につきましては、総出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、出資比率は37%となっております。

なお、林業公社は、(5)の特記事項にありますように、森林整備法人として昭和60年に知事の認定を受けているところでございます。

それでは、次に、地方自治法第243条の3第2

項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、経営状況等について御報告いたします。

白い冊子の令和2年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の39ページをお開きください。

まず、令和元年度の事業報告についてであります。

1の事業概要を御覧ください。

林業公社では、平成19年に策定しました経営方針及び平成30年に策定いたしました第4期経営計画に基づき、経営改善に努めながら、以下の(1)から(7)にありますように、伐採量の平準化計画に基づく計画的な主伐販売や補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

次の40ページをお開きください。

令和元年度は、2の事業実績にありますように、分収林の適正な管理や収入の確保等に取り組んでおります。

財務状況等につきましては、この報告書の175ページをお開きください。

令和2年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

まず、上段の林業公社の概要につきましては、先ほどの委員会資料と重なりますので省略させていただきます。

次に、中ほどの県関与の状況であります。

まず、人的支援では、右側の令和2年度の欄を御覧ください。

合計16名の役員のうち、常勤役員は県退職者の1名、非常勤役員は15名で、うち県職員が2名、県退職者が2名となっております。職員数は、合計8名のうち、県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の財政支出等では、令和元年度は、県補助金が4,774万8,000円のほか、右側ですが、公社への無利子貸付けになります県借入金残高は、令和元年度末現在279億6,980万3,000円、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が53億428万3,000円となっております。また、その下ですが、派遣した2名の県職員の人件費といたしまして1,216万円を支出しております。

次の主な県財政支出の内容といたしましては、①の林業公社貸付金は、令和元年度は6億6,669万1,000円、②の森林整備事業、③の分収林整備高度化事業は、先ほどの県補助金の内訳になります。

次に、一番下の枠の実施事業といたしましては、分収林事業や植栽未済地を解消するために、森林所有者から施業を受託して再造林を行う森林施業受託事業などを行っております。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

2つの活動指標を掲げております。

①の契約延長面積は、年度ごとの伐採量の平準化を図るため、分収林契約の期間延長に努めており、目標値184.8ヘクタールに対して、実績値は265.5ヘクタール、達成度は143.7%、また②の再造林率は、目標値80%に対し、実績値は59.5%、達成度は74.4%となっております。

次に、176ページをお開きください。

財務状況であります。

表の左側の正味財産増減計算書、令和元年度の欄を御覧ください。

1行目の経常収益は4億7,370万3,000円、その下の経常費用は9億350万5,000円となっており、この経常費用には、平成26年度より適用しております林業公社会計基準に基づき、主伐計画のある森林につきまして帳簿上の価格を予想される売却価格にまで減額する、いわゆる減損

処理が含まれています。

その下の当期経常増減額は、マイナス4億2,980万2,000円となっております。これは、令和元年度に売り払った分収林について、これまでに要した経費に対して、主伐の売上代金が下回ったことによりましてマイナスが発生しているものであります。

その下の経常外収益はゼロ円、経常外費用は1,148万5,000円となっております。

なお、令和元年度から、会計監査法人からの指摘によりまして、これまで経常外費用に計上しておりました主伐に係る減損処理分を経常費用に計上していますが、費用のトータルでは調整されております。

この結果、当期経常外増減額はマイナス1,148万5,000円となっております。当期経常増減額に当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額は、マイナス4億4,128万7,000円となっており、その下の一般正味財産期首残高がマイナス93億8,294万2,000円でありますので、合わせてその下の一般正味財産期末残高はマイナス98億2,422万9,000円となっております。

次に、表右側の貸借対照表の令和元年度の欄を御覧ください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、280億8,017万6,000円で、このほとんどが造林から育林に係るこれまでの投下経費の累積である森林勘定であります。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は、379億440万5,000円であり、このほとんどが県及び金融機関等からの長期借入金であります。

なお、資産から負債を引いた正味財産は、マイナス98億2,422万9,000円であります。

次に、その下の財務指標を御覧ください。



林業公社におきましては、財務指標として3つの項目を掲げております。

まず、①の年度末資金残高は、令和元年度の目標値3億1,631万3,000円に対し、実績値3億2,523万5,000円、達成度は102.8%、②の主間伐等収入は、目標値4億1,143万9,000円に対し、実績値3億4,869万9,000円、達成度は84.8%、③の経営改善効果額は、目標値6,987万7,000円に対し、実績値7,479万円、達成度は107%となっております。

続きまして、中ほどの枠の直近の県監査の状況についてであります。

昨年度の監査におきまして、「第4期経営計画の初年度である平成30年度の実績は、列状間伐や繰上償還等に取り組んだ結果、計画を上回る収益を確保したが、平成30年度決算で見ると、債務超過額は前年度から約4億円増加の約94億円、県からの借入金等も約3億円増加の約317億円となっている。

今後引き続き、第4期経営計画を着実に実施するとともに、さらなる経営改善を図り、県の財政負担が最小限に抑制されるよう一層の取組を推進されたい」との要望があり、引き続き第4期経営計画に基づき、経営改善に努めることとしております。

なお、この第4期経営計画の実績等につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、一番下の枠、総合評価を御覧ください。

右側の県の評価でございます。

木材価格の低迷により、主伐等の林産物売払いで、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていない状況でございます。

第4期経営計画に基づく経営改善に積極的に取り組み、目標を上回る収支は確保できている

ものの、間伐売上げや貸付金の繰上償還の実績が計画を下回っているため、依然として厳しい状況にあるものと認識しているところでございます。

今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善を図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、第4期経営計画に基づく公社の単年度収支の状況等について御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただき、5ページを御覧ください。

(6)の収支実績及び改善効果額についてであります。

まず、①の第4期経営計画の策定であります。林業公社は、平成29年度に第3期経営計画の終期を迎えましたことから、平成30年度を始期とする第4期経営計画を策定し、引き続き経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、②の第4期経営計画における収支計画及び実績であります。表の1を御覧ください。

計画期間中の単年度収支の計画と実績でございます。

収入の主なものは、伐採収入や補助金、借入金であります。支出の主なものは、直接事業費、分収交付金、償還金であります。

太線で囲っております令和元年度は、公社自身の経営努力に取り組んでいる中で、間伐収入実績が計画以下となって、これに伴い補助金収入も計画を下回っておりますが、計画しておりました繰上償還を減額したことによりまして、表の下から2段目の差引収支が200万円プラスとなり、この結果、表の一番下の年度末資金残高も3億2,500万円と計画を上回っており、経営改善が行われていると考えております。

次に、右の6ページを御覧ください。

③の林業公社の経営改善計画に基づく改善効果額であります。

これは、第4期経営計画の前期において、令和4年度までに林業公社が行うべき経営努力や利息の軽減などの取組をまとめたものであります。

表の2を御覧ください。

1、林業公社自身の経営努力では、上から2行目の列状間伐の実施や7行目の高収益地の戦略的な伐採による収入確保などで、計画以上の実績を上げております。

また、2の利息の軽減では、金融機関の協力を得まして繰上償還等に取り組んだ結果、利息の軽減が図られております。

これらの改善効果額は、その下の網かけがしてあります欄のとおり、令和元年度は7,479万円となるなど計画を上回っており、右ページにあります単年度収支での収入の増加や支出の削減につながったものと考えております。

説明は以上でございます。

**○鍋島循環社会推進課長** 循環社会推進課でございます。

常任委員会資料7ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県環境整備公社の経営状況につきまして御報告いたします。

まず、(1)の設立の目的であります。公社は、廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやざきの運営を通じ、廃棄物の適正処理などから本県の優れた自然環境の保全等に取り組むことを目的としております。

(2)の事業参画市町村等は、宮崎市、国富町、綾町、そして西都・児湯7市町村で構成する西都児湯環境整備事務組合の4団体でございます。

(3)の組織であります。役員数は16名で、理事長を県OBが、副理事長及び理事を県環境森林部長と宮崎・東諸県地区、そして西都・児湯地区10市町村の長が務めております。また、公社には、総務課など3課に12名の職員がおります。

(4)の出資の状況であります。基本財産は1億110万円で、全体の45.6%、4,610万円が県の出捐金でございます。

(5)の特記事項でございます。ここには、廃棄物処理センターとして国の指定を受けていることなどをお示ししております。

それでは、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして公社の経営状況について御報告いたします。

令和2年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の49ページをお開きください。

宮崎県環境整備公社の令和元年度事業報告書でございます。

まず、1の事業概要、(1)の廃棄物の円滑かつ適正な処理についてであります。参画市町村からの一般廃棄物や県内の産業廃棄物について、円滑かつ適正な処理が行われたところであります。

(2)の安心・安全・安定したシステムの運用についてであります。万全の注意を払いながら、処理システムの適切な管理体制の確立に努めたところでございます。

(3)の業者への損害賠償請求訴訟についてであります。設計と施工監理を受託したコンサルタント会社と浸出水調整池補強工事を請け負った共同企業体に損害賠償を求めた控訴審について、昨年6月に判決が言い渡され、控訴人が共に上告しなかったことから判決が確定し、

終結いたしました。

続きまして、2の事業実績であります。表にお示ししておりますとおり、一般廃棄物、産業廃棄物の適切な処理とともに、環境学習啓発や温浴施設等の管理運営を実施したところでございます。

会社の経営状況など詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書によって御説明をいたします。

同じ冊子の177ページをお開きください。

一番上の表、左端の欄に概要とありますが、常任委員会資料で御説明いたしました内容と重なりますので省略させていただきます。

中ほど左端の欄に県関与の状況とあります表につきまして、上から順に御説明してまいります。

まず、人的支援であります。表の右側、令和2年度のところを御覧ください。

役員数16人のうち、県職員は1名、県退職者が2名であります。2つ飛ばしまして、職員数につきましては、職員12名のうち、4名が県職員であります。

次に、財政支出等ありますが、令和元年度のところを御覧ください。

県補助金8,000万円、県交付金・負担金・出資金が2億5,838万円あります。

このほか、その他の県からの支援等の欄にありますとおり、浸出水調整池補強工事に要する経費などを貸し付けております。

なお、県補助金及び県交付金・負担金・出資金の内容につきましては、その次の欄、主な県財政支出の内容にお示ししているとおりでございます。

一番下の表、左端の欄に実施事業とありますが、ここには先ほど御説明いたしました産業廃

棄物処理事業をはじめとする会社の4つの事業をお示ししております。

その次の活動指標であります。会社では、指標名欄にあります3つを指標として掲げております。

まず、①の産業廃棄物搬入量であります。令和元年度6,700トンの目標値に対し、実績値は1万1,534トン、達成度は172.1%でありました。

次に、②の施設見学者数であります。1万2,000人の目標値に対し、実績値は1万398人、達成度は86.7%でありました。

また、③の産業廃棄物処理契約件数であります。620件の目標に対し、実績値は998件、達成度は161%でありました。

これらの指標につきましては、表の一番下、指標の設定に関する留意事項にありますとおり、直近3か年分の実績などを踏まえ設定しているところあります。

ページをおめくりいただきまして、178ページを御覧ください。

一番上、左端に財務状況とあります表でございます。

表の左側、正味財産増減計算書の令和元年度のところを御覧ください。

まず、経常収益は、構成市町村からの運営委託料や産業廃棄物処理料金収入などで34億1,626万9,000円、次の経常費用は、施設の運転経費や管理費などで36億3,163万円、その結果、次の当期経常増減額は2億1,536万1,000円のマイナスでありました。

次に、経常外収益であります。裁判の終結に伴い賠償金が支払われたことなどで20億8,234万円、その次の経常外費用は、裁判の終結に伴い市町村への返還金が生じたことなどで5,293万7,000円、その結果、次の当期経常外増減額は20

億2,940万3,000円でありました。

また、次の当期一般正味財産増減額は、当期経常外増減額と当期経常増減額とを合わせた額18億1,404万2,000円でありました。

2つ飛ばしまして、下から4段目の当期指定正味財産増減額であります。宮崎市が実施する周辺環境整備事業への補助などで877万円のマイナスでありました。

これらの結果、一番下の段、令和元年度の正味財産期末残高は、22億4,903万6,000円でありました。

続きまして、表の右側、貸借対照表の令和元年度のところを御覧ください。

まず、資産は45億9,667万9,000円で、その内訳は、次の流動資産、現金預金や未収金などが14億4,828万9,000円、その次の固定資産、基本財産や土地、建物などが31億4,839万円でありました。

次に、負債は23億4,764万3,000円で、その内訳は、次の流動負債、未払金や短期借入金などが14億883万4,000円。

その次の固定資産、最終処分場維持管理引当金などでございますけれども、これが9億3,881万円でありました。

その結果、資産から負債から差し引いた次の正味財産は、22億4,903万6,000円で、その内訳は、その次の指定正味財産が1億3,168万9,000円、2つ飛ばした下から3段目の一般正味財産が21億1,734万7,000円でありました。

続きまして、その下、左端に財務指標とあります表でございます。

指標名欄、①産廃処理収入の令和元年度の目標値は1億6,000万円、実績値は2億9,295万7,000円、達成度は183.1%でありました。

次の②産廃収支の目標値は8,000万円、実績値

は6,727万円、達成度は84.1%でありました。

これらの指標につきましては、直近3か年分の実績などを踏まえ設定しているところでございます。

続きまして、その次の表、直近の県監査の状況であります。昨年11月の監査におきまして御指摘を受けております。

その内容は、廃棄物対策協議会への補助金について、要綱の規定どおりに処理されていないことと、決算財務諸表について、財産目録の現金預金の内訳に誤記があることの2点でありました。

御指摘を受けた2点につきましては、公社において改善が図られまして、当課といたしましてもそれを確認したところでございます。

最後になります。一番下の表、左側に総合評価とありますが、右上の県の評価につきまして御説明をいたします。

公社では、産業廃棄物と一般廃棄物が円滑、適正に処理されております。

施設見学者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして目標には届きませんでした。その他の活動指標は大きく目標を上回っております。

産廃収支は、消費税の一時的な支出増加から若干下回りましたが、産廃処理収入は目標を上回っており、財務指標はおおむね良好であります。

新型コロナウイルスの影響のある中で、円滑、適切に廃棄物の処理がなされるよう、また宮崎市への運営移行、公社の解散手続が漏れなくスムーズになされるよう、しっかりと公社を支援してまいります。

説明は以上でございます。

○有山山村・木材振興課長 常任委員会資料に

戻っていただきまして8ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御報告いたします。

当センターは、(1)の設立の目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業者の雇用改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的として、平成7年に設立されております。

(2)の会員ですが、県ほか宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体で構成されてございます。

(3)の組織としましては、役員8名、職員は2名でございます。

(4)の出資の状況ですが、総額は900万円で、このうち県が400万円を出捐してございまして、比率は44.4%でございます。

(5)の特記事項ですが、当センターは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、林業事業者への支援を行う林業労働力確保支援センターとして知事の指定を受けております。

なお、当センターが行う林業就業の相談・指導業務や高性能林業機械の共同利用業務などは、この法律に基づく業務でございます。

続きまして、別冊になりますが、令和2年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の179ページをお開きください。

出資法人等経営評価報告書によりまして、当センターの状況等について御説明いたします。

一番上の枠の概要につきましては、先ほどの説明内容と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、その下の枠、県の関与の状況でございますが、人的支援として、枠の右上の令和2年度の欄にありますように、県職員は、役員である非常勤の副理事長1名と職員1名でございます。また、県退職者は、役員として常勤及び非常勤の理事、それぞれ1名ずつの合計2名となっております。

その下の財政支出等ではありますが、令和元年度の欄にありますように、県委託料が1,243万3,000円、県補助金が492万2,000円であります。

また、その右の欄の県職員人件費にありますように、令和元年度は606万8,000円を支出しております。

委託料及び補助金につきましては、下の枠、主な県財政支出の内容にありますように、①の新規参入者の確保に向けた相談・指導や、②の林業技術者の育成、③の新規就業情報の発信や就職相談会、④のみやざき林業大学校等への指導員派遣、⑤の高校生を対象とした林業体験学習などを県支出により実施しております。

なお、その下の実施事業にありますように、センター全体では、①の林業に関わる相談・指導業務から⑥の林業機械の共同利用業務まで6つの事業を実施しているところであります。

次に、その下の活動指標ですが、①の相談件数及び各種講習会・研修会等参加者数につきましては、目標値365人に対し、令和元年度の実績は298人で、81.6%の達成状況となっております。

また、②の共同利用機械実働平均稼働月数につきましては、目標値6.5か月に対し、令和元年度の実績は9.9か月で、目標を上回ったところでございます。

次に、180ページをお開きください。

財務状況についてであります。

左側半分が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表となっております。

まず、左側の正味財産増減計算書の令和元年度の状況であります。一番上の経常収益は1億1,183万4,000円、その下の経常費用は1億549万8,000円で、当期経常増減額は633万6,000円となっております。

次に、経常外収益は10万円、その下の経常外費用はゼロ円でありますので、税引前当期一般正味財産増減額は643万6,000円であります。これから法人税等を差し引いた当期一般正味財産増減額は641万5,000円となっております。

この結果ですが、下から5行目にありますように、一般正味財産期首残高に当期の正味財産増減額を加えた一般正味財産期末残高は1億4,626万5,000円であります。

次に、指定正味財産ですが、下から2行目にありますように、指定正味財産期末残高は365万8,000円となっておりますので、財務状況の一番下の正味財産期末残高は1億4,992万2,000円となったところでございます。

次に、右側の貸借対照表の令和元年度の状況ですが、一番上の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして1億6,665万5,000円、その下の負債は、流動負債と固定負債を合わせまして1,673万2,000円で、資産から負債を差し引いた正味財産でございますが1億4,992万2,000円となっております。

次に、財務状況の下、財務指標であります。①の自己収入比率は、令和元年度の欄にありますように、目標値50%に対しまして、実績値は60.6%と上回りました。これは、高性能林業機械の平均稼働月数が好調であったことにより、自主事業収益が確保できたことによるものと考えてございます。

最後に、ページの下半分の総合評価であります。但し、枠内右側の県の評価の欄にありますように、活動指標については、新規就業者や林業事業体を対象とした相談件数及び各種講習会・研修会等の参加者数は目標を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症対策のために中止した研修等以外のものにつきましては、ほぼ目標を達成できておまして、また高性能林業機械の共同利用の平均稼働月数は目標値を上回ったところでございます。

センターが行う担い手関係の事業については、今後も事業のPRや事業体への働きかけを積極的に行いまして、事業効果を高め、林業労働力の確保や事業体の経営改善につなげていく必要があると考えております。

特に、林業労働力の確保につきましては、林業就業者数が減少している状況を踏まえまして、就業に結びつく、より実効性のある取組が必要でございまして、みやざき林業大学校のPR等も含めまして、新規就業希望者への情報発信に取り組む必要があるものと考えております。

また、高性能林業機械の貸付けにつきましては、稼働率の向上に向けまして、引き続き効率的な管理・運営を図っていく必要があると考えております。

財務状況につきましては、御説明したとおり、自己収入比率が目標値を上回っているところでありまして、公益法人として一定の自立性を確保しているものと考えております。

2の報告事項の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に関して質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 出資法人の3つに関連することなんですけど、県職員が出向しているじゃないですか。人件費を支給していない、している、この違いの意味を教えてくださいたいと思います。環境整備公社は県支給分がゼロ円ですよ。あとの2つは負担をしているから、その理由を教えてください。

○鍋島循環社会推進課長 環境整備公社の人件費につきましては、支給をしております。

と申しますのは、産業廃棄物の処理手数料、処理料金でもって職員の人件費を手当てすることになっておりますので、県からは支出をしていないということでございます。

○有山山村・木材振興課長 私から御説明いたしました林業労働機械化センターにつきましては、別冊の179ページの財政支出等にありますように、県職員人件費として600万円ほど支出している状況です。これは現役出向という形で職員を配置しているわけなんですけれども、公益法人として林業労働力の確保に関する業務をやっておりますことから、県と密接に関係しているということで、そういった形で県が支出しているもので、適正だと考えてございます。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 林業公社につきましては、現職で派遣している2名の県職員につきまして、中ほどの県関与の状況の右側の欄の県職員人件費分ということで、2人分につきまして1,216万円を支出しております。県が経営を指導するという立場もございまして、経営を担う役割もございまして、その人件費について出資しているところでございます。

○高橋委員 環境整備公社は、手数料という収入があります。先ほどの林業労働機械化センターと同様に環境行政を担うところだから、恐らくもしこれがなければ、そういう理由づけは言

えないんじゃないかなと思いつつ考えたところなんです。

いわゆる公社として利益を生まなきゃいけない公社ですよ。だから、少なくとも独立採算で回していかなきゃいけないわけだから、そこで人件費を賄わないといけないというところはやっぱり根底として持っておくべきだなと思います。

また、公社によって性格が違う。利益を生まない公社だってあるわけで、そこはそれなりの人件費もやっぱり負担しないといけないということに理解していますので、分かりました。将来は、ぜひ人件費を賄えるように頑張ってもらいたいところなんですけど、林業公社について聞いていきます。

ちょっと私が理解不足のところがあるかもしれませんが、176ページの県の評価の後半のほうで、目標を上回る収支は確保できているということですけども、これは材価が非常に影響しているわけで、目標を上回る収支を確保できたというのはどこで確認したらいいですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

ここに単年度の収支の計画と実績が載っておりますが、令和元年度の実績の欄の収入の合計が14億300万円でございます。そして、支出の合計が14億100万円でございます。単年度における収支におきましてはプラスでございます。

○高橋委員 この表を作るときにこういう数字が出たんでしょうけど、結局、売払いの関係でいくと、収支は赤字だと私は理解するわけです。だから、県の評価だけ見ると、目標を上回っているんだと思うけれども、よくよく実績の中身を見ると、現実には、収支は黒字ではないと理解しないといけないんじゃないかな。その確

認をしたいんですけれども。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** その件につきましては、償還の部分で繰上償還が——この表には出ておりませんが、償還金のところで8,900万円ほど償還を抑えた関係で収支がプラス200万円ということになっております。

○**高橋委員** 繰上償還も、なかなか認めてくれるところとくれないところと——国の政府系のやつは認めてくれなかったという記憶があって、これももう繰上償還というのは限界が来ているんじゃないですか、どうなんですか。まだ繰上償還ができる制度があるのかどうか。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** 制度としましては、日本政策金融公庫の利用間伐推進資金ということで、償還のほうは繰上償還が措置できることになっております。

○**高橋委員** 林業公社、私ももう18年間見てきていますけれども、問題は伐採収入、いわゆる事業収入のところはなかなか改善されない。たしか私の記憶では220～230億円だったと思うんですが、もう債務残高が相当膨れ上がっていますよね。材価の低迷が長いもんですから。ここ数年はちょっと上向いてきて。たしか何かのときに、これは何とか何十年後にうまくいくなという指標とかを見させてもらって、頑張りましょうということ。

ただ、また材価が今低迷しつつあって、これは市場の価格に左右されるもんだから、来年またよくなるかもしれないということもあるから、そういったところの見通しなんかは厳しめにしておかないと、県からの借入金とか相当の額に達していますから、そこはしっかり踏まえた上で指導していただきたいです。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** 厳しい目でもって、緊張感を持って指導してまいりた

いと考えております。

○**日高委員長** ほかに関連でありますか。  
では、そのほかで。

○**横田委員** 林業労働機械化センターについてちょっとお尋ねしたいんですけど、高性能林業機械は、センターで何台ぐらい保有されているんでしょうか。

○**有山山村・木材振興課長** 現在のセンターの共同利用機械の保有台数でございますが、県から無償で出しているもの、県が所有しているものとセンターが所有しているものがございまして、県所有が4台、センター所有が20台ということで、合計で24台保有しております。

○**横田委員** 森林組合とか素材生産事業協同組合が、それぞれ単体でも何台かずつ保有されているんですか。

○**有山山村・木材振興課長** 事業体自体が保有している機械ももちろんありますけれども、センターからリースというか貸し付けているものが24台でございまして、事業体全体では700台を超える保有台数になっております。

林業機械自体が1,000万円以上するものですから、年間を通して事業を確保していないと、小規模事業者とかはなかなか自分で購入したり、補助を受けて購入するのは難しいものですから、リースという形で貸し付けて利用していただいているような形です。

○**横田委員** 今すごく稼働率がいいようなんですけど、昨年度は材価も高くて非常に伐採意欲も高かったと思うんですが、先ほど高橋委員も言いましたけど、今ちょっとコロナの影響もあって材価が下がっています。やっぱりそういう材価によって伐採意欲が上がったり下がったりすると思うんです。

それで、機械の更新も非常に悩ましいところ



があるんじゃないかなと思うんですけど、更新に対しての計画はどんなふうにされているのかをお聞かせください。

**○有山山村・木材振興課長** 保有台数のうち老朽化している機械もかなり多くございますので、経営計画の中で、新たに購入する機械の積立てとかも行っております。なかなか計画的に更新はできないんですけれども、そのような形で、新しく貸し出す、機械を更新して利用率を上げるとか、そういった取組を今考えているところでございます。県としても、事業者が保有する機械の導入経費への助成を行っているところではありますが、一体となって事業者の役に立つように検討してまいりたいと考えております。

**○有岡委員** 177、178ページの関係でお尋ねしますが、廃プラスチック等の産業廃棄物の搬入量が増加しているとあります。

この施設は令和2年度で終了するので、令和3年度からもう受入れをしないということを広く周知し、業者の方にも理解していただかないといけないと思うんです。そういった意味では、こういったものが増えることがいいんじゃないかと、どうやってほかの県内の業者に処分してもらうか、そこら辺に視点を置くべきだと思っているんですが、ほかの民間に持っていく、そういう仕掛けはどうなっているんでしょうか。

**○鍋島循環社会推進課長** 廃プラスチックが増えているということですが、エコクリーンプラザでの公社の運営は本年度末で終了いたします。公社におきましては、産業廃棄物の処理を委託してくれている排出元に対しまして、\*平成29年度から、令和3年3月31日をもって終了しますということで、排出事業者において新たな処理先を見つけていただくようお願いをずっとしているところでございます。

一方で、経営もありますので、収集運搬業者から紹介を受けて処理している。それと、中国と東南アジアのほうで廃プラスチックの関係の輸出ができなくなりましたけれども、それをエコクリーンプラザのほうで処理してほしいという委託があると伺っております。

**○有岡委員** 要するに、プラスチック等が中国とかに持っていけずに、県内で処理する中で、今後これは処理が十分対応できないと理解していらっしゃるのか。それとも、処理できる環境があるけれども、そこにまだ持って行ってないという今のシステム的な問題なのか、そこら辺をもう一遍整理させていただきませんか。

**○鍋島循環社会推進課長** 廃プラスチックの問題につきましては、国も今、資源循環戦略というものを立てております。

今回の公社での処理は、一時的なものと考えているんですけれども、公社のほうとしましては、排出事業者に対して、もう閉まります、今年度末までですということでお伝えしているんですが、それでもやってほしいというふうなことで今来ているということです。

もともと産業廃棄物については、排出事業者において適切に処理することになっておりますので、公社がどちらかを紹介するとかはちょっと厳しいのではないかなと感じております。

**○有岡委員** 去年の10月3日の決算特別委員会の中で、課長が話をされているんですが、今後、そういう処理体制の中で問題があるようなときにはまたいろいろ検討したいということだったんです。

そういった意味では、今このプラスチックのごみがうまく処理できない状態であるということは、やっぱり念頭に置いてこの半年間の間に

※37ページに訂正発言あり

しっかりと対策を取らないと、ごみがあふれてしまうということでは困るものですから、そういった意味では今回のこの報告書の中で、増えていくことがいいんじゃないかと、これをどうやって分散するかにはしておかないといけないと思われましたので、一応要望しておきます。

**○鍋島循環社会推進課長** ありがとうございます。今、委員がおっしゃいましたとおり、公社はあと半年ちょっとになります。廃棄物の処理が、公社がなくなっても適切に行われるような形で、ほかの協会とか、そういったところとも協力しながらしっかり対応してまいりたいと考えております。

**○日高委員長** 関連でございますか。そのほかで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

**○横山環境森林課長** 環境農林水産常任委員会資料の9ページをお開きください。

宮崎県環境計画（改定計画）の取組状況についてでございます。

現行の宮崎県環境計画（改定計画）につきましては、計画期間が今年度末までとなっておりますことから、現在、新たな計画として第4次宮崎県環境基本計画の策定作業を進めており、後ほど骨子案の御説明をしますけれども、まず、現計画の計画期間でございます平成28年度からの取組状況について御説明をいたしまして、現計画の総括とさせていただきたいと考えております。

9ページにございますとおり、現計画は第1章から第6章で構成されておまして、第3章で、目指すべき環境像を、「日本のひなた「太陽と緑の国みやざき」の実現」とし、また温室効

果ガスの削減目標を2030年度に2013年度比で26%削減としております。

第4章、環境分野別の施策の展開では、低炭素社会の構築、循環社会の形成など環境分野ごとに6つの節に分けて施策を展開しております。

この環境分野ごとの取組状況につきまして、10ページから12ページまで、主な指標の状況と現況、課題を記載しております。

まず、10ページの①低炭素社会の構築についてでございます。

現況としましては、温室効果ガスの総排出量は、上の主な指標の状況の上の段にありますとおり、4年連続で減少しております。

また、新エネルギー総出力電力は、令和元年度には平成26年度の約2倍に増加しております。

課題としましては、再生可能エネルギーの導入促進とその効果的な活用のほか、豊富な日照時間やバイオマス資源を生かしたエネルギーの地産地消の促進、再造林の推進などによる森林吸収量の維持拡大が挙げられます。

次に、②循環型社会の形成についてであります。

現況としましては、一般廃棄物については、ごみ焼却施設の高性能化に伴う可燃ごみの増加、産業廃棄物につきましては、景気回復に伴う排出量の増加により、いずれも再生利用率が低下しております。

課題としましては、県民や事業者の4Rに関する意識の高揚による再生利用率の向上のほか、産業廃棄物の過半を占める家畜排せつ物の有効利用や公共施設等の木造化など、本県の農林水産業の振興にもつながる循環型社会の構築が必要と考えております。

11ページをお開きください。

③地球環境、大気・水環境等の保全について

であります。

現況としましては、本県の大気・水環境につきましては、おおむね環境基準を達成しており、良好な環境が維持されておりますが、火山活動や越境汚染等により、大気中の二酸化硫黄濃度や生物化学的酸素要求量(BOD)、地下水など、一部の基準を達成できない状況となっております。

課題としましては、大気汚染の常時監視や大気汚染物質の排出源対策の適切かつ継続的な実施、越境汚染に対する国への適切な対応の要請のほか、公共下水道の整備、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換が必要となっております。

次に、④生物多様性の保全についてであります。

現況としましては、主な指標の状況の一番上、野生動植物を保護する重要生息地の指定が伸び悩むとともに、その下、希少植物等を食害する鹿の生息数は依然として多い状況にあります。

また、森林ボランティアの延べ参加者数や自然公園利用者数は、減少傾向にあります。

課題としましては、市町村との連携による重要生息地の指定や、鹿の個体数調整などによる森林生態系の保全のほか、県の森林環境税等の活用による森林づくりの推進や、自然と触れ合う場の確保による生物多様性に対する県民意識の醸成が挙げられます。

12ページを御覧ください。

⑤環境保全のために行動する人づくりについてであります。

現況としましては、脱炭素・循環型社会への転換を進めるため、環境教育を推進し、県民の意識を高める必要がありますが、環境保全アドバイザー講座等受講者数はあまり増加しておら

ず、ホームページ「みやぎきの環境」のアクセス数は目標を下回っております。

また、中核市以下は努力義務ではありますが、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定市町村数の割合は停滞しております。

課題としましては、制度の利用が少ない中学校、高校や企業への環境保全アドバイザー制度の周知や、ホームページのスマートフォンへの対応などによる環境情報提供体制の充実が挙げられます。

また、地方公共団体実行計画を策定していない市町村への支援が必要と考えております。

最後に、⑥環境と調和した地域・社会づくりについてであります。

現況としましては、本県は、都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積は全国2位であり、美しい宮崎づくり推進条例に基づき、景観を創り出し生かしていく取組を推進しております。

課題としましては、豊かな自然環境と美しい景観と調和し、都市と農山漁村等における良好な景観形成による、潤いと安らぎのある快適な空間の形成としております。

現計画の取組状況については以上ですが、令和元年度時点での計画の取組についての全体的評価としましては、一部の指標が未達成ではあるものの、おおむね順調に進んでおりまして、低炭素社会や循環型社会が構築されるとともに、暮らしやすい生活環境が保全されているものと考えております。

資料1は、現計画の令和元年度の取組状況、取組成果などを個別具体的に記載したものが、ただいま御説明いたしました取組状況に包括されるものでございますので、説明につきましては省略させていただきます。後ほど御確認

いただければと思います。

現計画の取組状況についての説明は以上でございます。

続きまして、第四次宮崎県環境基本計画の骨子案を御説明いたします。

資料、13ページをお開きください。

現計画を左ページに、右ページに次期計画であります第四次宮崎県環境基本計画を見開きで対照いたしまして、一番右端に新計画の視点、ポイントをお示ししております。

次期計画の骨子案につきましては、右側14ページにありますとおり、現計画と同じ6章構成としたいと考えております。

第1章の基本的事項では、パリ協定の発効など環境を取り巻く情勢の変化や、新たに食品ロス削減計画としても位置づける旨を記述いたします。

計画期間は、令和3年度から12年度までとしまして、5年後をめどに見直しをすることとしております。

対象とする環境は、現計画と同じく、自然環境、生活環境など4項目とする予定です。

第2章の本県を取り巻く諸情勢においては、国の第五次環境基本計画策定など、現計画を策定した平成28年度以降の情勢変化をまとめた環境を取り巻く国内外の動向のほか、県民や県内事業所を対象に実施したアンケート調査結果に基づく県民の環境意識などについて記述する予定です。

第3章の長期的な目標の目指すべき環境像につきましては、現在検討中ではありますが、現計画では、「日本のひなた「太陽と緑の国みやざき」の実現」としており、これに代わります10年後の目指す姿を端的に分かりやすく表現したものにとしたいと考えております。

温室効果ガスの削減目標につきましては、現計画において、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減としておりますが、令和12年度は次期計画の最終年度となること、またパリ協定において我が国が国際的に約束している削減目標も同様でありますことから、次期計画におきましても、令和12年度に平成25年度比で26%削減としたいと考えております。

今後の施策展開において重要となる視点では、国の第五次環境基本計画で掲げられた地域循環共生圏の理念や、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを反映させながら、施策に取り組む旨を記載する予定でございます。

次に、第4章の分野別施策の展開においては、脱炭素社会の構築をはじめ、6つの分野別に、それぞれ現状と課題、施策の方向について述べ、県民・団体、事業者、市町村などの各主体に求められる役割や指標となる数値目標を掲げることとしております。

また、節にぶら下がる温室効果ガス排出削減などの細節ごとに、SDGsの17の目標のどの目標に該当するかをアイコン表示する予定としております。

第1節、脱炭素社会の構築につきましては、現計画では、標題を低炭素社会の構築としておりますが、国の令和2年度版環境白書に合わせまして、脱炭素社会と変更しております。

細節の1-3、二酸化炭素吸収源対策では、森林吸収量の算定方法につきましては、これまでの森林面積を基本とした算定方法から樹木の成長量を基にした算定方法に改めますとともに、都市緑化による吸収量も追加しまして、より正確な森林吸収量を推計することとしております。

第2節、循環型社会の形成につきましては、細節の2-1、4Rと廃棄物の適正処理の推進

で、海洋プラスチックごみについても記載する予定にしております。

2-2、食品ロスの削減は、次期計画に新たに項目立てするもので、食品ロスに関する知識の普及啓発や教育の推進、フードバンク活動について記載することとしております。

第3節、地球環境、大気・水環境等の保全につきましては、現計画と特段の変更点はございません。

第4節、生物多様性の保全についても、現計画と特段の変更はございませんが、4-4、自然とのふれあいの場の確保におきまして、近年話題となっておりますワーケーションの支援について触れようと考えております。

第5節、環境保全のために行動する人づくりでは、5-1、環境教育の推進において、学校での環境教育のほか、県民への環境教育の推進について記載する予定ですけれども、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から、環境と社会、経済との関わりを学ぶ重要性などについて記載したいと考えております。

第6節、環境と調和した地域・社会づくりでは、細節6-2、快適な生活空間の創出におきまして、美しい宮崎づくり推進計画による、潤いと安らぎのある美しい景観・環境づくりや、本県の自然と一体となった歴史的・文化的資源の保存・活用などについて記載することとしております。

第5章の重点プロジェクトでは、第4章の分野別施策を横断するテーマで、今後10年間で重点的に進めるプロジェクトを設定したいと考えております。

今後、今回お示しした骨子案を基に、先ほど御説明した現計画の取組状況を踏まえるとともに、環境審議会の御意見を伺いながら、次期計

画の策定作業を進め、次の11月の当委員会において、計画案をお示ししたいと考えております。

その後、パブリックコメントを行い、審議会の答申をいただいた上で、2月議会に提案させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

次に、15ページをお開きください。

第7次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）の取組状況についてであります。

現行の第7次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）につきましても、計画期間が今年度末までとなっておりますことから、現在、新たな計画として第8次宮崎県森林・林業長期計画の策定作業を進めておりますが、環境計画と同じく、現計画の計画期間である平成28年度からの取組状況について御説明いたしまして、現計画の総括とさせていただきたいと考えております。

15ページにございますとおり、現計画は、第1章から第7章で構成されており、第3章において、基本目標として、低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生を掲げております。

第4章、基本計画では、人と環境を支える多様で豊かな森林づくりなど、3つの節で施策の基本的方向ごとに具体的な施策を示しております。

この3つの基本方向ごとの計画期間中の取組状況として、主な指標の状況と、現況、課題を16ページ以降に記載しております。

まず、16ページの①人と環境を支える多様で豊かな森林づくりについてであります。

現況としましては、再造林面積の維持拡大による再生可能な資源としての森林づくりや計画的な施業による森林管理が進められておりますけれども、間伐につきましては、利用期を迎え

た林分の増大に伴う森林所有者の主伐意向の高まりにより、間伐実施面積は、上の表の中ほどにありますように、令和元年度の実績値が2,606ヘクタールと目標を下回っております。

課題としましては、県の森林環境税等を活用した多様な森林づくりや、森林環境譲与税を活用した適正な間伐の推進、高齢級林分を中心とした計画的な伐採及び確実な再生林の推進などが挙げられます。

17ページをお開きください。

②循環型の力強い林業・木材産業づくりについてであります。

現況としましては、素材生産の効率化・低コスト化、増加している大径材にも対応した伐採等により、合理的で安定的な原木供給体制が整備され、素材生産量は増加しております。

また、製材品の加工・流通体制の効率化・合理化や林内路網の整備など、条件不利地の林地残材の効率的な収集・運搬体制の支援の実施とともに、住宅、非住宅分野における官民一体となった県産材の利用拡大、都市部や海外での新たな需要開拓などによる需要拡大策の展開が図られたところであります。

一方、シイタケなどの特用林産物につきましては、品質の向上、消費・販路拡大に努めておりますが、乾しシイタケ生産量は、生産者の減少等により、上の表の一番下にありますように、令和元年度の実績値が422トンと目標値を下回っております。

課題としましては、環境に配慮した伐採や素材生産の低コスト化、ICT等を活用した加工・流通体制の合理化・効率化、中・大規模の木造建築物の設計スキルを持った建築士の育成、新たな地域への木材輸出や木材利用技術の開発、特用林産物の新規参入者の確保などがございま

す。

18ページを御覧ください。

③森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりについてであります。

現況としましては、研修制度による森林施業プランナーなど地域林業のリーダー等の輩出、みやざき林業大学校等による担い手の確保・育成や、林業事業体の就労環境の改善が進められ、新規林業就業者数が増加しております。

また、森林ボランティア延べ参加者数は、上の表の上から3段目のとおり、令和元年度の実績値が2万2,108人と減少傾向にある一方で、企業による森林整備・保全協定面積は増加しており、県民、ボランティア団体など多様な主体による森林づくり活動の進展が見られております。

課題としましては、みやざき林業大学校を中心とした多様な担い手の確保・育成、林業事業体の経営基盤強化、労働環境の整備などのほか、ボランティアの育成、木育等による人材育成等の取組強化が挙げられます。

現計画の取組状況につきましては以上でございますが、令和元年度時点での計画の取組につきましての全体的評価としましては、一部の指標が未達成であるものの、おおむね順調に進んでおり、昨年度、みやざき林業大学校を開講し、次の世代を担う人材として、第1期生を県内の林業事業体に輩出できたほか、森林の有する多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりや適正な森林管理が推進されるとともに、大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備、林内路網や高性能林業機械などの基盤整備が進められ、杉の素材生産量が平成3年から連続で全国1位、国産材の製品出荷量も平成28年から全国1位となるなど、国内有数の国産材供給基地としての地位を築くことができたものと考えております。

資料2は、現計画の令和元年度における取組状況、取組成果などを個別具体的に記載したものです。環境計画と同様、説明については省略させていただきます。後ほど御覧ください。

現計画の取組状況についての説明は以上でございます。

続いて、第8次宮崎県森林・林業長期計画の骨子案について御説明いたします。

資料19ページをお開きください。

現計画を左ページに、右ページに次期計画でございます第8次計画を見開きで対照いたしまして、一番右端に新計画の視点・ポイントをお示ししております。

次期計画の骨子案につきましては、右側の20ページにありますとおり、現計画と同じ7章構成としたいと考えております。

第1章の計画策定に当たっては、計画策定の趣旨などについて記述することとしまして、計画期間は令和3年度から12年度までとし、5年後をめどに見直すこととしております。

第2章の森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢においては、第1節の森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化として、人口減少社会の到来や森林経営管理法の制定、森林環境譲与税の創設、新型コロナウイルス感染症の影響などについて記述してまいります。

第3章の計画の目標と施策の基本方向については、森林資源を持続的に利用する観点から素材生産量を検討するため、新たに10年後の素材生産量と将来の森林資源の節を設け、現在の伐採量や再造林率から試算した将来の森林資源の予測を記述することとしております。

第2節の目指す姿と基本目標における基本目標につきましては、現計画では、「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立

と山村の再生」としておりますが、次期計画では、「持続可能なみやぎきの森林・林業・木材産業の確立」としまして、副題を「多様な森林づくりとイノベーションを通じて」としたいと考えております。

これは、先人が守り育ててきた森林を次世代に引き継いでいくため、多面的機能を発揮する森林づくりを進めるとともに、新たな技術を導入し、生産性の向上や効率化を図ることによりまして、収益性を向上させ、持続可能な林業・木材産業の確立を図るものであります。

第4章、基本計画においては、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりなど3つの施策の基本方向ごとに具体的施策を記述することとしております。

また、環境計画と同様、各節ごとにSDGsの17の目標のどの目標に該当するか、アイコン表示する予定であります。

第1節、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりでは、1の適切な森林管理の推進において、ICTを活用した森林関連情報の整備について、2の資源循環型の森林づくりの推進では、一貫作業や機械化の推進などによる造林コストの低減について、また3の安全・安心な森林づくりの推進では、風倒木・流木対策等の推進について新たに記述することとしております。

第2節の持続可能な林業・木材産業づくりでは、1の効率的な林業経営と原木供給体制の確立において、合法木材の流通促進について、また2の木材産業の競争力強化では、木材加工・流通ネットワークの構築について、新たに記述をすることとしております。

第3節の森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりでは、2の林業・木材産業を支える担

い手の確保・育成において、林業労働安全衛生の確保について新たに記述をすることとしております。

第5章の重点プロジェクトでは、林業イノベーションプロジェクトなど3つの重点プロジェクトを掲げることとしております。

この中で、造林から伐採・搬出に至る作業などでの安全で効率的な林業の確立のほか、生産基盤の整備や情報の共有による効率的な生産・加工・流通、県産材の需要拡大、そしてこれらを支える人材育成について触れていきたいと考えております。

第6章の地域計画では、西臼杵支庁や各農林振興局ごとに、地域の特性と課題を踏まえた重点的な取組について記述することとしております。

森林・林業長期計画につきましても、今回お示した骨子案を基に、先ほど御説明した現計画の取組状況を踏まえるとともに、森林審議会の御意見等を伺いながら、次期計画の策定作業を進め、次の11月の当委員会において計画案をお示ししたいと考えております。

その後、パブリックコメントを行い、審議会の答申をいただいた上で、2月議会に提案させていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

**○広島みやぎきの森林づくり推進室長** 常任委員会資料の21ページをお開きください。

続きまして、5の宮崎県森林環境税の継続についてであります。

まず、(1)の経緯であります。

県では、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てることを目的に、平成18年4月に宮崎県森林環境税を導入し、平成23年、28年に課税期間をそれぞれ

5年間延長してまいりましたが、令和2年度で第3期が終了となりますことから、本税の今後の在り方について検討を進めてきたところであります。

昨年、県内8地域で県民との意見交換会や、県民、企業を対象にしたアンケート調査を実施したところであります。

また、今年度、有識者から成る森林環境税活用検討委員会を開催しますとともに、6月定例県議会の環境農林水産常任委員会に使途事業の成果や県民意識調査の結果を報告させていただいたところであります。

次に、(2)の方針案でございます。

以下の理由によりまして、本税を継続してまいりたいと考えております。

まず、①の使途事業の成果でございますが、森林ボランティア団体や企業等による森づくり活動が広がり、広葉樹の植栽や速やかな再生林等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られております。

また、②の森づくりへの要請は、木材価格の低迷など、森林・林業を取り巻く環境が依然として厳しい中、災害や地球温暖化の防止等、森林の多面的機能に対する期待が一層高まっており、森づくりを通じてその要請に応えていく必要があります。

さらに、③の県民等からの評価でございますが、昨年度実施いたしました県民アンケートでは、税の継続に賛同する意見が7割を超え、地域意見交換会におきましても継続の意見が多く、また有識者から成る森林環境税活用検討委員会においても継続すべきとの意見でございました。

一方、④の国の森林環境税との使途区分につきましては、昨年4月に国におきまして森林環



境税及び森林環境譲与税が創設されましたが、国税が対象としない県民参加の森づくりや公益的機能の維持増進のための再造林対策等には、県の森林環境税により、引き続き取り組んでいく必要がございます。

これらのことを踏まえまして、本税を継続する方針とさせていただいたところであります。

右側の22ページを御覧ください。

(3)の宮崎県森林環境税制度の概要でございます。

この表は、税の第3期と第4期案とを対比して記載しております。

まず、一番上の欄でございますが、第4期の課税期間は、令和3年度から7年度までの5か年間としております。

次に、その下の課税方式は、第3期と同じ県民税均等割超過課税方式といたしまして、税額も第3期と同じ、個人が年額500円、企業が均等割額の5%相当とします。

次に、使途につきましては、第3期においては、県民の理解と参画による森林づくり、公益的機能を重視した森林づくり、資源の循環利用による森林づくり、森林を守り育む次代の人づくりの4つの視点から各種の施策に取り組んできたところであります。

第4期においては、②の公益的機能の重視と③の資源の循環利用を両立・調和させた多面的機能を発揮する豊かな森づくりとして整理し、第3期の施策を改善・拡充しながら、みやざきの豊かな森づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

(4)の今後のスケジュールであります。10月に森林環境税活用検討委員会での意見聴取や県民に対するパブリックコメントを実施し、11月定例県議会に本税を継続するための条例改正

案を提出いたします。

また、2月定例県議会に税の使途事業を含む予算案を提出することとしております。

説明は以上でございます。

○黒木自然環境課長 委員会資料の23ページを御覧ください。

6の野生鳥獣による農林作物等の令和元年度被害額について御説明いたします。

本件につきましては、この後の農政水産部の審議におきましても同じ資料で説明が行われることになっておりますので、私からは環境森林部で所管しております人工林と特用林産物の被害額などを中心に説明させていただきます。

まず、(1)の令和元年度被害の状況についてであります。

令和元年度の被害額は、農林作物等の全体で約4億2,562万円で、前年度より約8,000万円、率にして23%の増加となっております。

具体的には、①の部門別被害の状況にありますように、2段目の杉などの人工林は約6,700万円、前年度に比べて36%の増加、その下のシイタケなど特用林産物が約1,100万円で、前年度に比べ9%の減少となっております。

次に、②の作物別被害の状況では、人工林につきましては果樹や水稲などに続き3番目の被害額となっております。

続いて、③の鳥獣別被害の状況では、鹿による被害が最も多く、約1億5,900万円、次いでイノシシが約1億2,000万円、猿が約4,700万円となっております。前年度に比べ、それぞれ鹿が1%、イノシシが16%、猿が12%の増加となっております。

続きまして、右のページを御覧ください。

(2)の被害額増減の要因についてであります。

②にありますように、人工林につきましては、鹿による剥皮被害などについて、これまであまり被害が確認されていなかった地域において被害が確認されたことから、被害額が増加したところであります。

また、特用林産物につきましては、③にありますように、防護ネットや電気柵の設置が進んだことから被害額が減少したものであります。

最後に、(3)の今年度の主な取組についてであります。

人工林につきましては、③にありますように、鹿が侵入しにくいように、強化型の防護柵の普及や定着を図ることとしております。

特用林産物につきましては、④にありますように、引き続き防護ネット等の整備を進めるとともに、人工ほだ場の設置を支援することとしております。

また、⑤にありますように、鹿などの生息状況や被害実態を把握するとともに、⑥にありますように、狩猟における狩猟期間の延長などの規制緩和、有害鳥獣捕獲に対する助成、県の委託による鹿の捕獲など適切な捕獲を推進してまいります。

さらに、⑦にありますように、狩猟免許取得に対する助成や、初心者などへの技術講習会の実施などによりまして、狩猟者の確保と育成を図ることとしております。

説明は以上であります。

○横山環境森林課長 本日追加で配付いたしました資料を御覧ください。

令和2年台風第10号による森林・林業関係被害についてでございます。

現在も調査を継続中ですが、9月15日現在の被害状況を取りまとめたものでございます。

一番上、林地被害につきましては、5町村の11か所で、被害額は5億4,100万円、被害の概要は、山腹崩壊、土砂流出等であります。

なお、椎葉村で4名が行方不明、1名が負傷しました土砂崩れにつきましては、県土整備部で対応することとなりましたことから、森林・林業関係被害には計上いたしておりません。

次に、自然公園被害は、8市町の8か所で、被害額は500万円、被害の概要は、倒木、歩道のり面の崩壊等であります。

林業施設被害につきましては、6町村の26路線、35か所で、被害額は2億1,500万円、被害の概要は、路肩・のり面崩壊であります。

木材加工・流通施設につきましては、4市町村の5か所で、被害額は95万円、被害の概要は、施設の屋根や設備の破損等であります。

一番下の特用林産物生産施設につきましては、2村の7か所で、被害額は561万円、被害の概要は、ハウスビニール等の破損等であります。

全て合わせますと、表の一番下、合計の欄にありますとおり、調査中の5か所を含め、15市町村の66か所で、被害額は7億6,756万円です。

今後も引き続き、被害状況の把握、情報収集に努めますとともに、国、市町村、関係部局とも連携しながら早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午前11時54分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

質疑に関しては、午後1時10分より行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ないようですので、午後1時10分より再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時8分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 第7次の森林・林業長期計画の取組状況で、委員会資料の17ページの乾しシイタケの生産量を見ていましたら、乾しシイタケは目標の60%ですが、別冊資料の16ページにまた指標等実績が上げてあって、生シイタケは非常に生産量が増えています。

これはやっぱり需要があるから増えているんだろうと思うんですが、要因はどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。この16ページの資料を見ると、生シイタケの生産量が増えていますよね。

○有山山村・木材振興課長 乾しシイタケはなかなか都市部での消費拡大につながらないことから、毎年消費量は落ちているんですけども、生シイタケについては全国的にも消費量は横ばいで、ずっと維持しているような状況でございます。

特に今回、コロナで巣籠もり需要といったことで家庭で調理しやすい、特にキノコはヘルシーで健康にもいいということで、結構消費量が増えたような状況にあります。

一時的に給食とか外食がストップしたときには消費は落ちたんですけども、一定の消費量、

家庭での消費量は維持されているような状況です。生シイタケについては安定した需要があるものと考えております。

○高橋委員 次の計画をつくる中で、乾しシイタケはどうしてもなかなか需要があまり見込めない。その要因として課長からも説明がありましたけれども、あれは戻すのに時間がかかるでしょう。だから家庭で若い人たちはこれを敬遠するらしいんですね。

この前、何かの記事を見ていましたら、低温乾燥シイタケというのがあるらしいです。10分から15分でこれを戻せるらしいんです。こんなのはあまり県内で聞かないものだから、そういった研究や取組なんかはされていないものですか。

○有山山村・木材振興課長 今高橋委員が申し上げられた低温乾燥シイタケですが、昨年、本県の低温乾燥シイタケの消費拡大に向けた取組として、日向市の商店、本吉さんのところで、実際に小売ではスーパーマーケットのHEARTYながやまさんの3店舗で店頭の試食販売を行ったところでありまして、そういった取組を本県としても進めております。

ただ、生産者全体に占める割合はまだ1%にも満たないぐらいですので、そういったものは県も支援しながら進めていきたいと考えております。

ただ、やはりデメリットとして、形や色が悪くなるといったこともありますので、さらに研究が進むように、国と連携しながら支援などを考えていきたいと考えております。

○高橋委員 まだ色合いとかいろいろ課題もあるみたいで、鳥取が何かやっているようなニュースも見たものだから、機会があればちょっと行こうかなと思ったりしていますが、取り組んでください。

○有山山村・木材振興課長 ありがとうございます。

補足ですが、本年1月に鳥取にある日本きのこセンターと菌興椎茸協同組合——業界団体でございますが——が低温乾燥シイタケの特許を取得されたということで、それを契機に乾しシイタケの消費拡大といったところも——やはり手軽に食べていただくところから始めることが取組としてはよいと思いますので、そういった特許取得を契機に、本県の乾しシイタケの消費拡大にもつなげていきたいと考えております。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

○日高委員長 関連は大丈夫でしょうか。そのほかで。

○横田委員 環境計画についてちょっとお尋ねしたいんですけども、温室効果ガスの削減目標が2030年度に2013年度比で26%削減ということですけど、2020年時点でどれぐらい削減されているのかは把握されているのでしょうか。

○横山環境森林課長 県の排出量につきましては、平成25年当時が1,227万8,000トンでございますが、平成29年時点での排出量——これが一番新しいんですけども——が1,081万1,000トンと推計されております。平成25年度比で約12%削減している状況でございます。

○横田委員 今の気象状況を見ると、間違いなく地球温暖化が進んでいると思うんです。

温室効果ガスは、エアコンとか冷凍・冷蔵庫とかに冷媒で使われているフロン類は、CO<sub>2</sub>の一万倍ぐらいの温室効果があるというふうに言われているんですけども、エアコンとかそういう機器を処分するときには、フロン類を大気に放出しないようにしっかり回収することが義務づけられているわけですが、業務用だったら資格を持った技術者が回収しているので多分

大丈夫だろうと思うんですけども、それ以外の、例えば家庭用とか車のエアコンとか、そういったものもしっかりと回収しなければ、なかなか目標達成が難しいんじゃないかと思うんです。

家庭用のエアコンとか車のエアコンとかは、なかなかそういう専門家がするわけじゃない部分もいっぱいあると思いますので、そこらあたりをどうするかが非常に大事なことかと思うんですけど、目標達成に向けて、そういった家庭用とか車用のガスの回収とか、それはどんなふうに考えておられるのかをちょっとお伺いします。

○横山環境森林課長 家庭用の家電品につきましても、しっかりリサイクルということで業者に引き取ってもらう、電気屋さんにも引き取ってもらうということで適正処理を進めていただくと。

それから自動車につきましても、要は不法投棄とかそういったことのないように業者さんにしっかり引き取ってもらう、適切なガスの処理をしていただくことが必要であろうと思っております。

○横田委員 たしか業務用のような厳しさはなかったような気がするんですね。でも、一つ一つの量は少ないかもしれないけど、そこは台数も多いわけで、トータルだとすごく大きな量になると思いますので、しっかりと回収ができるように、そちらのほうにも気を配っていただけたらいいなと思います。

○日高委員長 関連はありますか。そのほかで。

○窪菌委員 第7次計画までずっと見ますと、今後いろんな再造林やら何やらやっていくと。

その中で、杉の苗の話なんですけど、いろいろあると思うんですけど、今通常の苗とそれからポツ

ト苗も普及しているということですし、また、杉花粉の飛散しない苗等があるということで、それらも植林が進められていると。

バイオ苗もあるということですが、今こういった苗の種類状況と申しますか、そういった技術なり普及しているものがあれば、今こういった状況なのか、杉の苗について伺いたいたいんですが。

**○橘木森林経営課長** 再造林に使う杉等の苗木の状況ですが、今の状況につきましては、委員会資料の資料2の8ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらに杉の苗木の生産量の実績がありますが、この中で令和元年度の杉の苗木の生産量としましては568万本でございます。今委員がおっしゃいましたポット式の苗、いわゆるコンテナ苗につきましては、その内訳として146万5,000本という実績でございます。

このコンテナ苗につきましては、通常の裸苗と違いまして、この写真にありますようなハウスの中で生産していきまして、メリットとしましては、通常は春に植える苗木は裸苗なんですけれども、このコンテナ苗にしますと1年中植えることができます。県としまして、この杉のコンテナ苗を増やしていこうという計画をしているところでございます。

目標につきましては624万2,000本ということで、まだ到達はしていないんですけれども、気候とかによりまして、得苗率と言いますけれども、挿し付け本数の約3割ぐらいはやはり収穫できないと。高温が続きますと7割ぐらいに落ちてしまったりとか、季節がよければ75%程度まで伸びて、その分生産量は伸びていくんですけれども、昨年度は高温だったということで568万本ぐらいの生産量となっているところでござ

います。

本県はかなり技術力も高いですので、この杉の苗については、他県への輸出もしているところがございます。今後ビジネスチャンスと捉えて、他県にもしっかりと出して行って、外貨を稼ぐような商品に育ててまいりたいと思っております。

あと花粉の少ない苗といったものがございませぬ。それは少花粉、花粉症対策苗木と申しまして、花粉の量が通常の1%未満のものを少花粉杉と申します。それから、通常の杉苗の大体3割から4割程度の花粉の量となるものが低花粉杉といったようなことでございます。

県内飼肥杉の苗木になりますと、本種の苗木に比べてかなり着果量が少なくなっており、飼肥杉の品種ですとアラカワとかそういった品種が大体9割ぐらいを占めておりまして、もうほぼ、大体9割以上がそういう低花粉、着果量が少ない苗木ということで、全国の花粉の少ない苗木の約4分の1を本県が生産しているといったような状況でございます。

ですので、こういったものを他県で今後導入していこうという動きもあるようでございます。全国知事会等におきまして、そういう花粉の少ない苗木をどんどん増やしていく取組も始まっておりますので、本県もそれに参加しております。今後、本県としても技術的な協力とか、商品そのものを他県で植えていただくような取組を検討しながら、次期の計画等に反映させてまいりたいと思っております。

**○窪田委員** バイオ苗はどうですか。

**○橘木森林経営課長** バイオ苗ですか。

**○窪田委員** 成長がかなり早いんですね、倍ぐらいいく成長する。下刈りが1回はしなくて済むといったような特徴があるということなん

ですが、そういった苗の普及はどうなんですか。

**○橘木森林経営課長** 現在エリートツリーということで、国が通常1年生を植えまして2年程度たちますと身長の数倍以上に縦に伸びていく苗木を選抜して育成しております、それを九州に国の育種場がございますので、そちらのほうで幼苗を生産して、各県の特定増殖事業者という団体、民間のそういう技術の高い苗木生産者等に配付しています。さらに県の研究機関にも配付しております。

今現在、私どもとしましては、令和7年度に50万本程度を生産したいといったことで目標にしているんですけども、それに至るまでの採穂園の整備がまだ進んでいないところがございます。それに向けて、今後苗木をどんどん増殖していって、50園を整備して、民間のほうでも下刈り等が早く済むのではないかと期待が非常に高いというふうに伺っておりますので、供給できるように、体制整備に向けて頑張っていきたいと思っております。

**○窪菌委員** ありがとうございます。

最後にもう一点、鳥獣被害の話なんですけど、私も山に行くのが好きなほうなもんだからよく行っていたんですけども、鹿の被害が非常に目立つような気がするんですね。

特に私は小林ですから、霧島もそうですし、ちょうど30年か40年ぐらいのヒノキがほとんどやられているような山を見るんですね。そういった実態調査はされていらっしゃるもんですか。

**○黒木自然環境課長** 先ほど説明しました委員会資料の23ページの人工林の被害のところで、その被害額を上げております。これは杉、ヒノキ、クヌギとかも入っている被害額になっております。

**○窪菌委員** 特にヒノキの木が山に入ると目立

つんですね。鹿が通る道とかそういう場所は、もうほとんど残らないような感じでずっとやられているんです。皮を全部剥いでいるんです。ですから、もう全然商品にならないだろうと思うし、それが20~30本の話じゃないんですよ、もう一面なんですよ、一面そういうところがあるんです。いろんな部分林であったり国有林であったり、いろいろあるんですけども、特にヒノキの山が目立って被害が多いような気がするんです。

杉はそれほどではないんですけど、全部角でやっているというような感じがするんですけど、そういうところに出くわすと、もうこれはヒノキは全然お金にならんというような感じがしてならないんですね。そういった調査とか、あるいはいろんなところから出てくる意見はないものなんですか。

**○黒木自然環境課長** 確かに杉よりもヒノキのほうが被害が受けやすいです。もともとヒノキのほうが皮が剥げやすいという特徴があるので特に目立つとは思いますが。

それと西諸方面になると、多分ほかの地域に比べてヒノキが植栽されているのが多いかと思えます。熊本に近い部分になってくるので、それで余計に目立つのかなとは思っています。

県としては、適正な個体数にするために有害鳥獣捕獲や県の委託による捕獲とかいろんなことをやって、平成25年度の鹿の生息密度が、推定で12万5,000頭ですので、これを10年後の令和5年に最終的には半減しようという目標を立てて今やっているところであります。

ただ、なかなか減っていかない部分もあって、昨年2万7,000頭ぐらい捕って、徐々に鹿の生息数自体は減ってはきているんですけども、一気に落とすのはなかなか難しいところがあるの

で、あとは狩猟者の育成と確保にも力を入れて、今後対策は十分にやっていきたいと思っております。

**○窪菌委員** 駆除ももちろん大事ですから、そういった方向で駆除もお願いしたいと思っておりますし、被害調査を一回やってみられたらどうだろうかといつも思っているんですけど。被害状況が上がってきていないのか分からないんですけど、目に余るような感じがしたものですから。

**○黒木自然環境課長** この資料に上げております被害額は、そういう被害のあった山を調査してから、どれぐらいの被害額になっているということで上げておりますので御理解いただきたいと思っております。

**○日高委員長** 関連でありますでしょうか。

**○有岡委員** 関連で、資料2の第7次計画の取組状況ですが、6ページに鹿の捕獲数とかそういった数字が出ていますんですけど、目標値にたどり着くのがかなり難しいというふうなお話もありました。約10万頭いる中で2万7,000頭から2万5,000頭、それだけ捕獲をしても現状維持というような流れですが、これで見ますと、捕獲数の目標値が令和2年度が1万7,000頭という目標です。やはり目標の設定の仕方、そして生息数を7万7,000頭まで下げたいこうという目標値のバランスが保たれていないんじゃないかと思うんですが、ここら辺の説明をしていただけるとありがたいです。

**○黒木自然環境課長** この資料2の6ページの鹿推定生息数、それから捕獲数ですけども、まず生息数のほうですが、あくまでもこれは推定ですので、ある程度の幅をもって中間値としてこれぐらいだろうという数字で上げております。策定当時が12万5,000頭ということで、増減はしながらですけども、徐々には減ってきて

いるというふうには考えております。

数字的には2万7,000頭捕っているの、ある一定のところまで来ればずんと落ちる可能性があるというふうには思っております。

**○有岡委員** この目標値の話をなぜするかといいますと、駆除したときの補助を各市町村からいただくんですが、そういった枠がなくなることによって駆除ができなくなると言う語弊があるかもしれませんが、目標の数はある程度十分な担保をしておかないと、例えば、駆除が2万頭を超えたときにはもう補助が減っていくとか、2万7,000頭になるともう出ないとか、そういうことではなかなか進まないと思うんですね。

広範囲に広がっているわけですから、県下全域での駆除がある中で、または九州ブロックで10市町村でやるとか、そういうやり方をやっているわけですから、目標の数字、またはこれに伴う予算的な措置も含めてもう少し幅をもっていないと、現状がこのまま続いていくのかなと。

おっしゃるように、2万7,000頭でいけば減るのではないかとということも分かりますけれども、やはり目標の数値をある程度もっと広げておかないと、現場ではなかなか体制が整っていかないんじゃないかなと思うものですから、そこら辺をもう一度検討していただけるといいのではないかと考えております。

**○黒木自然環境課長** 鹿の捕獲数が2万7,000頭ですけども、このうちの5,000頭強が狩猟によるものです。有害鳥獣による捕獲が2万2,000頭、有害捕獲につきましては年々増えているんですけども、狩猟のほうはなかなか増えていないような状況にはあります。

有害鳥獣の助成につきましては、国の交付金で、農政のほうが行っているんですけども、鹿が7,000円、ジビエに活用すれば9,000円とい

うことで助成しております。

環境森林部でも県単で、鹿については8,000円、イノシシについては7,000円という助成をやっていきます。これは市町村と2分の1ずつですけれども、2分の1という部分があるのでなかなか使いにくい部分はあるんですが、こういうのも活用していただいておりますので、予算的にはある程度あるのではないかと考えております。

**○有岡委員** 県が今後4期目に取り組む環境森林税で税金を頂くわけですから、こういった税で植栽したものが鹿の害で減っていく、こういう悪循環を是正するためにも、まず頭数を減らす努力をして、そしてその植栽したものを防護するような施策が一連してつながっていかないと、この事業はうまくいかないのかなと思っていますので、ぜひ各部署で連携していただいて、農政も含めて取り組んでいただけるといいなと思っています。

もう一点、目標値の関係でお尋ねしますが、16ページに間伐の実施面積がありまして、目標が8,200ヘクタール、しかし実績値は31%ということ。この間伐の実施面積がなかなか伸びない背景、そして、それを改善していくためにはどういった施策があるのか、そこら辺をお尋ねします。

**○橋木森林経営課長** 委員会資料の16ページのイの現況の3つ目の丸に記載しているところなんですけれども、やはり森林所有者の意向といたしまして、現在は間伐から主伐に大きく意識が変化していることが1つの大きな要因ではないかというふうに考えております。

また、このほか26年度が4,000ヘクタール台だったものを8,000ヘクタールという非常に高い目標を掲げております。これにつきましてはちょっと大きな話になるんですけれども、気候

変動枠組条約の中で、間伐で温室効果ガスを削減するという国が約束しておりまして、その目標が2020年度までは年平均全国で52万ヘクタールということでございます。これにつきまして、国はそれを推進するために間伐特措法という法律をつくりました。

これに基づいて市町村が間伐の実施計画を策定いたしまして、国のほうも国際的な約束なので、なるべく高い目標を掲げてほしいといったような指導等もございまして、県内の全市町村で計画を策定しております。その合計が約8,000ヘクタールで、それと整合を取ったところでございます。

実態としては、そういった高い目標を掲げたということと、結果的に最近の木材需要の高まりで間伐が減ってしまったということで、実施率が非常に低くなっているというふうに考えているところでございます。

ただ、今委員がおっしゃいましたように、間伐は、伐期齢まではしっかりと本数密度を管理して、健全な山を育成していく上でも非常に必要かと思っております。さらに高齢級の間伐、伐期を過ぎても、主伐まではしたくないんだけど収入は得たいといったようなことで、高齢級の間伐の作業を県としても補助しております。伐期に至るまでは、しっかりとした管理、保育をするための間伐を、伐期を過ぎたものについては、収入を得ていくための間伐を進めていくという両面で、この8,000ヘクタールを計画しております。

この8,000ヘクタールにつきましては、大体の規模感なんですけれども、伐期までの山については、大体10年間で1回ぐらいの頻度で必ず100%間伐するというレベルでの設定になります。さらに伐期を過ぎたものについては、その2分



1を今後10年間で1回は間伐するといったような非常に戦略的な間伐の計画を立てて推進していたんですけれども、結果として主伐のほうが増えてしまって、そういう高齢級の間伐が増えなかったのが原因ではないかと思っております。

次期計画に向けて、やはり間伐は森林を適正に管理していく上でも重要ですし、昨今の台風被害等でかなり森林の被害がクローズアップされておりますので、被害につながらないような間伐も進めていかないといけない。

さらに森林環境譲与税の財源として、国から間伐の財源が各市町村に配分されております。そういった財源を最大限に活用しながら間伐がなるべく進んでいくように取り組んでまいりたいと思っております。

**○有岡委員** ぜひ全国的に間伐を使った製品を作って販売したりですとか、そういう間伐にこだわった取組をしている地域もあるようですから、そういった宮崎らしい計画をつくっていただけるとありがたいと思います。よろしく願います。

**○高橋委員** 鳥獣害の関係で、この被害額、こちらでは人工林と特用林産物ですよ。これは先ほど課長は調査した数字だとおっしゃいましたから、26市町村が調査をした結果の積上げの額ということで理解していいですよ。

なぜ聞くかということ、この前、日南市から地元議員に説明があったのは、去年440万円だった被害額が8,300万円とおっしゃったんですよ、20倍ですよ。なぜかと言ったら、報告だけの集約だったと。今回行政側から調査していった積み上げたら8,300万円になったと。日南は153集落あるんですが、それでも40集落と言うんですよ。

ということは、まだ被害の実態はあると思う。

これは多分、先ほど説明があった人工林と特

用林産物以外のことということで理解していいんですね。だから環境森林部の場合には、もう調査をした結果の積上げの数字だと。

**○黒木自然環境課長** 人工林と特用林産物につきましては、例えば、幼齢林だったならば、大体は頭のほうを食べられたりとか引き抜かれたりとかいう被害が多くて、壮齢林になってくると皮剥ぎという被害が出てきます。それらの被害額を集計したもので、その年に被害があった部分を集計したものになります。集計自体は市町村から上がってくる調査報告を基に数字は積み上げております。

**○高橋委員** 今話を聞きますと、ひょっとしたら、中には報告していない方もいるかもしれない。だからこれは最低限の数字だということに理解したほうがいいと思うんです。分かりました。

もう1点は、4～5年前にたまたま私がこの委員会にいたときに、鹿の生息が今まで確認できなかった南那珂でも鹿が確認されたというニュースが飛び込んできて、その対策を取らなくていいんですかと質疑しましたら、当時は、雄だから大丈夫だとおっしゃったんですよ。そうしたらもう今は複数頭確認されていますよね。その方針は変わらないんでしょうか。

**○黒木自然環境課長** 当時のことはちょっと分かりませんが、南那珂のほうに今、鹿がどんどん入り込んでいるという事実はあります。入り込んでいる入り口は天神ダムの方面だろうということで、あのあたりで監視カメラを使って集中的に監視活動をやっております。あわせて、入り口周辺での捕獲活動を県でやっております。

あと、今まで南那珂は鹿がいなかったものから鹿の狩猟期間が短かったんですが、これ

を今年度の狩猟期から、ほかの区域と同じように11月1日から3月15日まで延ばすということで、南那珂でも鹿を長い期間捕れるようにして、入ってきた鹿を捕っていただきたいということで、対策は進めたいと思っております。

○高橋委員 要するに、捕獲する方針であるわけですね。

○黒木自然環境課長 捕獲する方針で、いろんな規制を緩めるとか、捕獲対策を今進めているところです。

○高橋委員 お願いします。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。

○安田副委員長 関連で、人工林における鹿等の剥皮被害をさっき窪菌委員が聞いたんですけども、地域によっては被害が少ない地域があると思うんですが、その理由が何か分かれば教えていただきたいと思えます。

○黒木自然環境課長 鹿の密度がどこでも一定というわけではなくて、例えば鳥獣保護区があったりすれば、その鳥獣保護区の中は密度が高かったりするわけで、その中から周辺に出てくるということがあります。あとは捕獲を集中的にやった区域については、最近見なくなったとかも言われていますので、生息密度の関係と捕獲をどれぐらいやったかで、被害状況は地域によって変わってくると思っております。

○安田副委員長 東臼杵郡、入郷地区なんですけど、美郷町辺りはすごく鹿の被害が多かったりしているんですけども、椎葉、諸塚にいくとあまり鹿の被害を聞いたことがないような気がしまして、そのような質問をさせていただきました。

それと狩猟の免許のことなんですけれども、猟に興味を持ってくれる若い方が今から先増えてくる予定があるのか、そういうのは分かりま

せんか。

○黒木自然環境課長 今いる狩猟者の方の技術を研修等によって向上させるのはもう当然なんですけれども、狩猟をやっていただく若い方を増やすという意味で、平成30年度に狩猟の魅力フォーラムというのをやっております。これは環境省の予算で、国主導でやったわけなんですけれども、こういうきっかけづくりをやるようなイベントを来年度以降計画していこうとは考えております。

○安田副委員長 ありがとうございます。

○星原委員 15ページに第7次の宮崎県森林・林業長期計画、そして19ページに、7次が終わるので今度は第8次ということなんですけど、この第7次計画の目標と施策の基本方向、目指す姿と基本目標というところにいろいろ書いてあるんですね。本当にそういう状況になってきたのかというと、私から見ると疑問な点が結構あるんです。これを本当にクリアしていかないと第8次にいかないと思うんですけど、本来はいろんな目標があると思うんです。先ほどの間伐の問題もありますけど、間伐なんてまだ三十何%しか達成されていないということなんです。

なぜ達成されないのか、どうやって達成していくのか、いろんなところがうまくかみ合わないといけないと思うんです。やはり杉の素材生産量日本一を続けている宮崎県の林業政策が全国にも波及していくんじゃないかと思うんですけど、主伐の時期が来ているものをどうやって主伐していくのか、間伐しないといけないものを間伐するためにはどうしていくのか。そういうものを具体的に決めて、それが達成されたかどうかを率を見ながら進めていかないと、次のまた計画に入っていくんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。

宮崎県だけで考えていいのか、国の林野庁あたりとの関係もあるのか。林業団体とか林家とかいろいろな形で意見交換しながらこういう計画が立てられているものなのか。ちょっと疑問に思うところがあったんですけど、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

**○横山環境森林課長** 委員が今おっしゃいました個別の目指す姿につきましては、言葉で書いてありますけれども、これを具体的に数値化できないものですから、個別具体的な施策に落とし込んで、その施策の進行管理をしているという状況でございます。

それぞれの課題につきましては、先ほども簡単に御説明しましたけれども、しっかり検証しまして、次の計画の中で課題を解決すべく計画をつくっていかねばいけないと思っております。

また、林家の声等につきましては、地域で意見を伺いながら、その意見を反映しながらこの計画はつくっていくこととしておりますので、今後とも国の情報、それから地域の意見をしっかりと聞きながら計画をつくっていきたいと思っております。

**○星原委員** 今回の台風10号が来て、椎葉村であのような山地災害が起きたんですけど、私は循環型にしていくためには、もう伐期が来ているものはやっぱり完全に伐木しながら、そして再造林しながらという形の流れを——考えていらっしゃると思うんですけど、では何で伐期が来ているものを切ることができないのか。木材価格が安ければ、合わないから切らないというのもあるかもしれない。

では、そういうことで今度は大径木になっていくのをずっと待っていて、本当にそれがいい

のかどうか。40年、あるいは45年伐期となっているものがあつたら、やっぱりそういうのは伐木しながら、足りない部分を価格の面でいけば補填するとか、何らかの方法を考えていかないと、今後もずると60年、70年、80年生になって本当に大丈夫なのかというのと、今回の災害でも、多分大きな木になっていくと、雨だけのときはまだいいかもしれませんが、風が吹いて、台風のときなんかは、揺れると根元に隙間ができて、2～3メートル、杉なんかは特に広葉樹と違って根が直線ですから、そういう場合には隙間に水が入って、ああいう災害が起きるんじゃないかなと。大きくなり過ぎて、逆にそういうことが起きているんじゃないか。

そういうことを考えたりすると、伐期が来たものを確実に伐木していくためにはどうするか。牛なんかは価格が安いときには補填制度なんかを組んで、国はやっているわけですよ。だから、山も何らかの形でそういう伐期が来たものはやる。そして地球温暖化の関係でも若い木と老木とはちょっと違ってくるわけですから、県だけでは無理かもしれませんが、そういうふうに循環していくようなことも考えていかないと、実際にああやって災害が起きたときには、復旧するまでには相当な金額がかかるわけですから、そういう災害を起こさないように、再生しながら循環型にしていく。山のもたせ方、そういったところまで考えないと、これから1時間に50ミリ、100ミリの豪雨が降る中では、やっぱり災害は確実に起きるんじゃないかと思うんです。

だから、そういったところまで考えた林業の計画なり、あるいは国に向けても、そういう補填とかいろんなものも組んでもらう。

森林環境税とか譲与税とかはできたんですけ

ど、それとはまた別で、そういう分野にもそういった税で賄う形のを何か考えていくべきではないかと思うんですけど、その辺についてはどうなんですか。

**○日高環境森林部次長（技術担当）** 現在の第7次の計画につきましては、平成23年から令和2年の10年間ということで、この10年間を見渡してみますと、大手木材加工施設の中国木材さんの誘致、あるいはバイオマス施設の稼働ということで、どちらかと言いますと、素材生産量190万立方については、ほぼ達成したというようなことでございます。

ただ、宮崎の特徴としては、杉の標準伐期齢が35年とほかの地域よりも早いですし、成長もよくしているというような状況で、現状で言いますと、標準伐期齢35年を超える36年生以上の割合が杉の人工林で78%になっています。これが次の8次計画の10年になると、この大径材化はもっと進むわけでございます。

林業につきましては、下刈りだとかいろんな施業でなかなか低コスト化が図れない。これは全国的な問題と捉えていますので、国とも連携しながら新たな技術を図らないといけないんですが、先ほど星原委員が申し上げましたとおり、この大径材化、成熟化が、ほかの地域はまだまだ今からだということですけど、宮崎県は最も早く進んで、早くに問題が来ます。

御指摘のとおり、早く循環するにはどうしたらいいか、あるいは大きくなり過ぎて、急傾斜地の多いところでそういった大径木があった場合の災害対応も含めれば、第8次の計画では、この成熟した木材の利用、それから後の施業、こういったことにつきまして、ある種特化した形で対策を検討していく必要があると認識しておりますし、大径材での利用をどう回転させて

いくかについて、需要、それから施業の両面から真剣に受け止めて、第8次の計画で検討していきたいと考えております。

**○星原委員** 今回椎葉の4名の方が行方不明になっていますが、本当に山村で生活する人たちの生命の安全とか——2年前の北部九州での豪雨災害とか広島災害とか、全部木が流れていて橋に引っかかったりして橋が壊れたりとか、山が原因の部分が多いわけです。豪雨災害や台風とか、大きな災害になったときは。

そういうことを考えたときには、国土強靱化じゃないけど、山林強靱化でも何でもいいんだけど、何らかの形でそういう対応も一方では考えていかないと、これからは間違いなくゲリラ豪雨とか、そういう一時的に大雨が降る可能性がかなり高くなってくると思うんです。今年の夏なんかでも40度を超える温度になっています。海水も温度が上がってくれば台風も起きるとい話もあるわけですから、そういうことを考えたときに山をどうやって守っていくのか。木を守ることもですけど、そこで生活している人たちの命を守るという意味からも、もう少しそういうところに視点を置いて考えた計画もつくるべきじゃないかと思っていますので、検討していただければと思います。

**○日高環境森林部次長（技術担当）** まさに委員御指摘のとおり、大径木、そういった木材について、経済的な部分だけではなく、現実的にこれだけ山間地が多い中では、今御指摘のあったような安全ということも考えていかないといいけません。

国の森林経営管理制度、管理できなくなったらもう市町村が管理して、さらにそれを優秀な素材生産事業者が管理する、そういった対策等含めまして、やはり経済のみならず、まずは安

心、安全といった形からの森林の管理の仕方、こういったところについては追及してまいりたいと考えております。

**○佐野環境森林部長** ちょっと補足させていただきたいと思うんですが、椎葉のほうで災害が起きて4名の方が行方不明となっているんですが、それが森林のせいではないかというようなお話であろうとは思いますが、これについては、災害の現地調査をされました国とかの見解もそうだったんですが、椎葉村は山間地で、急峻な地形の中にありますので、そこは大体岩場があって、その上に土が堆積をして、その上に広葉樹ですとか人工林が植栽されているという状況です。

今回の場所につきましては、その岩場の上に降り込んだ大雨で染み込んだ水が、その岩と土の間に入り込んで、そこの地盤が緩くなって崩壊したと。底の部分が抜けたので、そこから先の上部からまた崩れてきたというようなメカニズムだったようでございます。

ですから、あそこは急傾斜地であり、また地滑りの危険地区でもある。また、山地災害危険地区でもあるわけですが、そういった状況で今回の災害は起きているということを御説明しておきたいと思えます。

ただ、委員がおっしゃいましたように、全国的に森林が荒れているということで、国も本腰を入れて森林環境譲与税というものを導入して、経済林として成り立つものについては、従来の森林整備補助等によって森林整備を促していく一方で、新たに森林管理経営制度を創設して、手入れが行き届かないような放置林等を市町村に管理してもらうような形で、その財源としても森林環境譲与税を使うという考え方で、今おかれている全国の森林の状況を解決していこう

とされているわけです。

そういう中で、国も森林長期計画の見直しをされておりますけれども、本県においても第8次ということで見直しを始めています。

今の森林あるいは林業の現状は、従来の森は宝と言われた時期から比べますと、財産としての価値、あるいは林業としての生業というのがなくなりつつあるのかなと思っています。そういう中で我々が何をすべきかということになりますが、やはり財産として成り立つ、林業として生業が成立するためには、いかに低コストで効率的に木を生産するか、林業をやるかということだろうと思います。

そういった意味では、販路を広げることも必要になってきますが、やはり委員もおっしゃいますように、どんな場所でどんなやり方で木を育て、生産していくかということになるかと思っています。

そういうことができるようなことが理想でありますので、基本目標というのは、持続可能な宮崎の森林・林業、木材産業の確立ということで目標は立てさせていただいて、いろいろ対策はあるわけですが、重点プロジェクトとしても、資料の20ページの第5章の林業イノベーションとか、木材産業サプライチェーンの構築とか、あるいはそういったものの担い手の確保・育成、これで安全で効率的な林業とか、効率的な生産・加工・流通、そして県産材の需要拡大、それを支える人材育成を重点的にやろうという考え方があります。

そういった中で、せっかく育てた森が鹿に食べられてもということで、そういった鳥獣被害対策もしっかりやらなければならないと考えていますが、今おっしゃいましたように、第7次で目標を達成できなかった部分ですとか、いろ

いる課題は残っています。なかなか厳しい財政事情や社会情勢がある中で、計画どおり進まない部分は出てきますけれども、そういった部分はしっかり反省、分析して、第8次に生かせるようにやってまいりたいと考えております。

○星原委員 ありがとうございます。やはりこれからは、今まではこうだったとか、過去ではなくて、こういう時代になっていく、こういうことが起きるのではないかと。

だから、よく想定外という言葉を使ったりするんですが、その想定外が少なくなるような形で、どういう時代がやってくるということの想定の中で、いろんな計画を盛り込んでいってほしいと思いますので、ぜひ検討してやってください。

○横田委員 食品ロスについてお尋ねしますが、これまで食品ロスを減らすための取組として、持ち帰りとかが、例えばホテルとかは特にですけど、食中毒の懸念があるということだろうと思うんですが、なかなか持ち帰りを認めてくれなかったということがあったと思います。

もし食中毒を出してしまうと、そのホテルとかお店の信用にも関わりますので、なかなか難しいところだろうと思います。そういったところに持ち帰りをしてもらうことを理解してもらうのも、なかなか難しいところもあるんじゃないかと思います。それと、もし持ち帰れば、そのための容器も準備する必要があります。

そういった状況の中で、食品ロスを削減するために、この項目の中にどういう表記をしているのか。大体でもいいんですけど、もし、分かっていたらちょっと教えていただきますけど。

○鍋島循環社会推進課長 食品ロスにつきまし

ては、今食べきり宣言プロジェクトを行っております。これは食品ロスに関する法律ができて、10月、もう来月ですけれども、食品ロスの削減月間になっておりますので、これに合わせて、今年度様々なPR、広報媒体を使った形での呼びかけとかをやっていくとともに、先ほどありました食べきり宣言プロジェクトの中で、協力をしてくださるお店のほうでもポスターを張っていただいたりしながら、今年は前回の臨時議会のときに御承認いただきました紙のドギーバッグとかを配付することにしております。

食中毒の懸念があるということでもございましたけれども、これにつきましては国のほうで、厚生労働省とか消費者庁から申合せが来ておまして、基本的にはお持ち帰りになられる方の自己責任になるというふうなことを言っておられますが、一方では、やはり飲食店の方々はその辺を気にしておられますので、今回お渡しするドギーバッグには、汁ものを避けてください、生ものを避けてください、あと、お店のほうにはいつまでに食べてくださいというお知らせをしてくださいというふうなことでもって、対応しております。

その計画におきまして、そういった取組は、やはり皆様のお力添えが必要ですし、あと企業、コンビニエンスストアとかそういったところにもまた呼びかけをしながら、実効性のある計画をつくっていきたいと考えております。

○横田委員 例えば、一品一品注文するお店だったら食べ切りもできると思うんですけど、コース料理とかで出てきたら、どうしても残ってしまいますよね。そういった残った食品を持って帰ってもらう、削減するためにはその取組が絶対必要だと思いますので、ぜひ理解していただ

けるように取り組んでいただきたいと思います。

いずれにしても、食品ロスの削減は、循環型社会の形成に効果があると思うけど、それプラス、食料自給率の改善とかにもつながっていくわけですので、しっかりと効果が出るような内容で表記をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○鍋島循環社会推進課長** 今委員から御指摘いただきました件は、しっかりと受け止めまして計画をつくってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

**○日高委員長** 関連でございますでしょうか。そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○鍋島循環社会推進課長** すみません、発言の訂正をさせていただきます。

午前中、有岡委員の御質問に対しまして、エコクリーンプラザでの産業廃棄物受入れの終了につきましての周知は、平成29年末から実施しているとお答えしたんですが、正しくは平成30年12月からでありました。おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いします。

**○日高委員長** それでは、その他ではありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

---

午後2時15分再開

**○日高委員長** 委員会を再開いたします。

それでは当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

**○大久津農政水産部長** 農政水産部でございます。本日は、よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧いただきたいと思っております。

本日は、まず1の予算議案の補正予算及び2の特別議案2件について説明させていただきます。

そして、3の議会提出報告といたしまして、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づきまして、農政水産部所管の6法人の経営状況について御報告いたします。

最後に、4のその他報告につきましては、目次に記載しております第七次宮崎県農業・農村振興長期計画後期計画の令和元年度の主な取組など6項目のほか、本日追加で配付させていただきました令和2年台風第10号による農水産業関係の被害状況について御報告させていただきます。

なお、野生鳥獣による農林作物等の令和元年度被害額については、環境森林部の説明資料と重複いたしますので、農政水産部の関係分についてのみ説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

まず、1の予算議案「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」について御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出予算課別集計表の補正額の列、一般会計の合計の欄、下から4段目でございますけれども、7,847万2,000円の増額をお願いしておりまして、そのうち右横の新型コロナウイルス感染症対策予算は5,947万2,000円となっております。

この結果、特別会計と合わせました農政水産部全体の補正後の額は、補正後の額の列の一番下にありますとおり、488億65万円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

次に、2ページを御覧ください。

まず、(2)の繰越明許費(追加)につきましては、7月議会で承認いただきました家畜防疫対策課の感染症防疫資材共同管理システム構築事業におきまして、倉庫建設を緊急的に行う必要があるため、プロポーザル方式により地質調査から設計施工の一括発注を行うことで通常より短い工期としておりましたけれども、入札公告を行う前に地質調査を事前に行う必要が生じたこと等によりまして日時を要したことによるものであります。

(3)の繰越明許費(変更)につきましては、公共農村総合整備対策事業等の4事業で、5億7,140万円から13億4,924万8,000円への変更をお願いするものでございます。これらは、工法の検討や用地交渉等に日時を要したことによるものでございます。

次ページ以降の詳細につきましては、関係課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○愛甲農業連携推進課長** 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の71ページをお開きください。

当課の9月補正額は、一般会計のみで5,947万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄のとおり、32億3,911万8,000円となります。この補正に係る事業内容につきましては、お手元の常任

委員会資料で御説明いたします。

3ページをお開きください。

輸出拡大・インバウンド回復支援事業でございます。

本事業は、コロナ禍によって生じた海外の市場変化に対応するために必要な製造設備等の導入や、落ち込むインバウンドの影響を受けた外食事業者が、収束後の需要拡大のために必要な衛生設備等の導入を支援するものでございます。

具体的な内容につきましては、右のポンチ絵で御説明いたします。

中段の事業概要にありますとおり、①の輸出先の市場変化に対応した食品等の設備等導入支援事業は、ニーズの変化に対応するために必要な保冷庫やカット・スライス機の導入等を支援するものでございます。

また、②の外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業は、訪日外国人の方が安心して利用できる換気や手洗い設備の導入を支援するものであり、それらの取組により、下段の事業効果にもありますとおり、食関連事業者の今後の輸出拡大やインバウンド需要の回復による売上げ向上が図られると考えております。

3ページに戻っていただきまして、財源は全額国庫で、予算額は5,947万2,000円をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○小野農村計画課長** 農村計画課の補正予算につきまして御説明をいたします。

再び歳出予算説明資料に戻っていただきまして、75ページを御覧ください。

当課の9月補正額は、一般会計のみで1,900万円の増額をお願いしております。

この結果、9月補正後の予算額は、右から3列目でございますが、57億8,322万円となります。



内容につきましては、77ページをお開きください。

(事項) 公共農村総合整備対策費のうち説明欄にあります二つの事業について、合わせて1,900万円を増額するものであります。

これらの事業は、いずれも市・町や土地改良区が管理するダムなどの国営造成施設の適正な管理に必要な経費で、国庫補助決定に伴う補正であります。

内容につきましては、先般の台風10号接近の際にも実施いたしました事前放流などの洪水調節機能の強化に関する経費などでございます。

説明は以上でございます。

**○東農業経営支援課長** 農業経営支援課でございます。

常任委員会資料に戻っていただきまして、5ページをお開きください。

議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回改正しますのは、1にありますように肥料登録手数料及び肥料登録更新手数料です。

2の改正の理由ですが、土作りに役立つ堆肥や産業副産物の活用を図りますとともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、肥料取締法の一部を改正する法律が昨年12月4日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

3の改正の内容ですが、下段の改正前後の対照表にありますとおり、法律の題名を肥料取締法から肥料の品質の確保等に関する法律に改正しますとともに、肥料取締法第4条第2項が、改正法では第4条第3項に項ずれするため、引用する条文を改正するものであります。施行期日は令和2年12月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

**○福井水産政策課長** 水産政策課でございます。常任委員会資料の6ページを御覧ください。

議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の手数料の名称ですが、漁業権免許申請手数料のほか、3の改正内容のとおり、漁業権及び漁業許可に係る既存の手数料11件、沿岸漁場管理団体指定申請及び特定水産動植物採捕許可申請に係る新設の手数料2件でございます。

2の改正の理由ですが、漁業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の内容ですが、改正前の339、341、342の項につきましては、法改正に伴う漁業権の種類の変更により手数料の名称を改めるものでございます。

また、改正前の344から345の2の項につきましては、ウナギ稚魚漁業など漁船を使用しない漁業許可を新設することとしたことから、手数料の名称から「漁船を使用して行う漁業に係る」という文言を削除いたします。

また、改正する11件につきましては、いわゆる条ずれの補正を行うものでございます。

さらに、新設する2件につきましては、法改正に伴い、知事が漁協等を対象に指定を行うことが想定される沿岸漁場管理団体及び密猟対策として罰則が強化される特定水産動植物の採捕の許可の審査に係る手数料を定めるものであります。

4の施行期日ですが、漁業法等の一部を改正する法律の施行日である令和2年12月1日としております。

説明は以上でございます。

**○河野畜産振興課長** 畜産振興課でございます。

お手元の委員会資料の7ページをお開きくだ

さい。

「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の手数料の名称は、畜産試験場自給飼料分析手数料であります。

改正の理由と内容ですが、現在、畜産試験場本場で実施しております飼料分析について、今までの自給粗飼料の分析に加え、新たに購入粗飼料の分析を開始することから、名称を畜産試験場粗飼料分析手数料に変更するものです。

なお、今回の改正では分析手数料の金額の変更はございません。

畜産振興課は以上であります。

**○丸本家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。

「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御報告します。

お手元の委員会資料8ページをお開きください。

1の手数料の名称ですが、家畜人工授精師免許証の書換え交付手数料と再交付手数料の2件であります。

2の改正の理由ですが、家畜改良増殖法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、3の改正内容にありますとおり、第3条第1項の319号を321号の2に繰り下げるとともに、320号及び321号にある法第32条を第23条に改めるものでございます。

続きまして、委員会資料9ページをお開きください。

こちらにつきましては、1の手数料の名称は、家畜検査手数料及び家畜注射手数料の2件であります。

2の改正の理由ですが、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり

ます。

具体的には、3の改正の内容にありますとおり、第3条第1項の325号の中の第31条第2項を第3項に、別表第2の中の家畜伝染病の名称につきまして、改正後にあるとおり、それぞれブルセラ症、結核、ピロプラズマ症、そして豚熱に改めるものでございます。

なお、今回の改正では、いずれも手数料の金額等の変更はございません。

家畜防疫対策課は以上であります。

**○押川畑かん営農推進室長** 畑かん営農推進室でございます。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

議案第15号「国営西諸土地改良事業（二期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。

令和元年度に完了いたしました、国営西諸土地改良事業（二期）につきましては、関係3市町の負担金の繰上償還の申出があり、令和2年2月定例県議会で負担金の徴収額と徴収期間について議決をいただいたところでございます。

しかしながら、今年の6月末、負担対象外事業費が確定となり、国から関係市町の負担金変更の通知がありましたので、国営西諸土地改良事業負担金徴収条例第3条第3項の規定により、あらかじめ3市町の意見を聞き同意を得た上で、変更について議会の議決に付すものでございます。

変更につきましては、表に記載しておりますとおり、3市町の負担金合計額は、変更前の26億220万1,435円から変更後の26億206万564円となりまして、14万871円の減額となります。

畑かん営農推進室につきましては以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしましたし

た。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 補正事業の輸出拡大・インバウンド回復支援事業で、今現在考えてらっしゃるそれぞれの導入の仕方がありましたら説明をいただくとありがたいんですが。

○愛甲農業連携推進課長 具体的な事業者名は、ここでは控えさせていただきますけれども、まず①のほうの輸出先の市場変化に対応した食品等の設備等導入支援事業につきましては、県内から4社の希望が上がっているところでございます。

例えば、カンショであったり牛肉あるいは原木椎茸、そして食酢、酢を作る事業者、そういったところから希望が上がっているところでございます。

もう一つの②のほうの外出産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業につきましては、県内の1事業者から希望が上がっているということで、ファミリーレストランの事業者から要望が上がっているという状況でございます。

○河野委員 導入先はもう決められた上で進んでいるということですね。

○愛甲農業連携推進課長 国の補助事業でございまして、県を通して助成するという形を取りますので、今回補正を上げさせていただくという形になります。

○横田委員 家庭食向け冷凍食品等と書いてありますけど、この冷凍食品はどういう食品を指すんですか。

○愛甲農業連携推進課長 具体的な例示は上がっておりませんが、例えば、今までは飲食業者等に輸出をするのが主だったと思うんですが、そういったときに、仮に牛肉であればブロック単位で輸出したり、購入してもらった

りとかしていました。現地でスライスしたりとかという形なんですけれども、コロナの影響によって飲食店等で外食をする人たちが減ってきて内食をする、家のほうで食事を作るという形になりますので、基本的に家で調理ができるような形の素材を提供する必要があるということで、例えば冷凍食品で、冷凍野菜であったりとか、あるいは細かく一次加工とかをしたような食材、そういったものが中心になるのではないかなというふうに思っております。

○横田委員 野菜とかだったらいいかもしれないけど、例えば牛肉とか、こっちでスライスして持って行ったら、酸化してすごく色が悪くなるとか、そういうことになるんじゃないかなと。それは商品の質の劣化につながるような気がするんですけど大丈夫なんですか。

○愛甲農業連携推進課長 ちょっと説明が悪かったと思うんですが、こちらでスライスするパターンもあるのかもしれませんが、家庭需要向けのカットとかスライス、そういったものが今後需要として出てくるんじゃないかということで、基本は向こうでそういうものに対応できるような取組を支援していく形になると思っています。

○横田委員 カットは宮崎でするんでしょう。カットとかスライスしたやつを輸出するんでしょう。だから当然時間が長くなるので、肉の色とか、その辺がちょっと悪くなるんじゃないかという、ちょっと不安があったもんですからお尋ねしたんですけど。

○愛甲農業連携推進課長 基本的に、どういう食材が該当しますよというような決まりはなく、少なくとも海外に向けて輸出するときに、輸出の対象が当然今後変わってくるだろうということが予測されておまして、そうしたとき

に食材の提供の仕方が当然変わってくるだろうというようなことで、それに対応できるようにいろんな機械を導入してくださいというようなお話でございます。

○横田委員 例えば、西都のジェイエイフーズがカット野菜とか作っていますけど、それと考え方としては同じような感じになるんですね。

○愛甲農業連携推進課長 先ほどお肉の話も出ましたけれども、委員がおっしゃるように、こちらでスライスしてそのまま輸出するとなると、いかに冷凍といっても品質は落ちると思いますが、一つの対応策として、こちらでスライスして真空パックにして冷凍で送るという形をとったりすると品質がある程度保てるというようなこともございますので、そういった取組とかも利用されるんじゃないかなと思っています。

○星原委員 関連なんですけど、この事業は国が2分の1となっているんですけど、上限があるんですか。1社当たり100万円とか500万円とか1,000万円とか、その枠は決まっているんですか。

○愛甲農業連携推進課長 上限はちょっと把握していないんですけど、下限があるということで、補助金ベースで25万円が下限になっていますので、事業費としましては50万円以上の事業じゃないと、この事業には該当しないということになっています。

○窪菌委員 ちょっと教えてください。5ページの使用料及び手数料徴収条例ですが、肥料取締法ですけども、品質確保に関する法律ということですが、どういった理由でこれが改正になったのか。それと法律の第4条第3項が、どういった条文になっているのか教えていただきたいんですけど。

○東農業経営支援課長 この肥料取締法が改正

になった理由としましては、最近地力が非常に低下しているということで、土壌とかその栄養バランスが悪化した農地が増えているということで、改善が必要だということが一つあります。

その中で、肥料については、有機質肥料とか化学肥料、そういった物を使うんですけども、農家のニーズとして有機質肥料で安定的に効果を出すために、それに化学肥料を配合したような肥料を使うことによって、今まで別々に施用していたものを一遍に施用することで低コスト化が図れたりとか、効率化が図れたりします。そういった肥料の製造については、今まで登録が必要だったものが、今回からは、そういった普通肥料、化学肥料と堆肥等の特殊肥料を配合した肥料についても届出だけで製造ができるような見直しが今回の法律の改正によってなされております。

この法の第4条第2項には、今お話ししたような内容が追加されるということで、今まで第2項であったものが第3項に項ずれをするというような改正になっております。

○窪菌委員 要するに、例えば鶏ふんであったりとか有機質の堆肥と化学肥料を混ぜてもいいよという話になるんですか。今の説明だと、メーカーが作る場合なんかも含まれるんですか。

○東農業経営支援課長 今委員がおっしゃったような有機質の堆肥等に化学肥料を配合した肥料も製造ができると。それを登録手数料を払った登録ではなくて届出のみで可能になるというようなことでございます。

○愛甲農業連携推進課長 先ほど星原委員から上限の質疑があり、私は下限の話しかしませんが、①のほうの事業については、事業費ベースで50万円から1億円という上限と下限が定められております。

それから、②のほうの事業につきましては上限のみということで、2,000万円が定められているということで補足させてください。

○星原委員 この①のほうの事業内容の下にある規制対応のためのコンサルや認証取得というのは、外国の場合は認証を取るために50万円以上ぐらいは取られるということですか、それ以上かかるのかな。

○愛甲農業連携推進課長 今、上限、下限のお話をさせていただいたのは、施設設備投資の部分の話でございます。

○日高委員長 議案に関して、そのほかで何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○東農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県農業振興公社の事業概要等について御報告いたします。

1の沿革ですが、当公社は、昭和35年に宮崎県農業開発機械公社として設立され、現在は青年農業者等育成センターや農地中間管理機構等としての指定を受け、本県農業振興に向けた事業を展開しております。

2の組織ですが、役員は常勤の2名を含め16名、職員は23名の体制となっております。

3の出資金等ですが、出資金が6,000万円で、このうち県の出資が2,000万円となっております。また、農業担い手確保・育成基金が、令和元年度末で9億2,900万円余ございます。

12ページを御覧ください。

4の事業ですが、内容については、後ほど県議会提出報告書で御説明いたします。

なお、下の参考にありますとおり、一般正味財産期末残高につきましては、前年度から約900万円減の1億6,000万円余となっております。

次に、公社の令和元年度事業報告について御説明いたします。

お手元の令和2年9月定例県議会提出報告書の97ページをお開きください。

2の事業実績ですが、(1)の農地部門では、令和元年度の事業費が8億7,800万円余で、農地中間管理事業により、農地の貸付けを1,516ヘクタール、農地の売渡しを45ヘクタール行いました。

(2)の担い手支援部門では、事業費が1億4,700万円余で、基金事業等により、研修から就農・定着まで、新規就農者の確保・育成のための体系的な支援を行いました。

(3)の畜産施設部門では、事業費が1億8,100万円余で、3地区で飼料畑造成や牛舎の整備、家畜排せつ物処理施設の機能保全対策工事等を行ったところでございます。

(4)の新農業支援部門では、事業費が3,300万円余で、みやざき6次産業化チャレンジ塾や個別相談会の開催により、6次産業化に取り組む農林漁業者への支援を行ったところございます。

98ページから106ページに、令和元年度の貸借対照表と正味財産増減計算書等を掲載しておりますが、経営状況につきましては、経営評価報告書で御説明いたします。

同じ資料の187ページをお開きください。

まず、中ほどの枠の県関与の状況ですが、人的支援では、9名の県職員を派遣しております。

次に、下の枠の財政支出等ですが、令和元年度の県委託料は4,100万円余、県補助金は5億800万円余、負担金は200万円余となっております。

右の欄の、県からの借入金残高は、2,200万円余で、就農支援資金の借入分であります。

次の損失補償契約等に基づく債務残高は、農地の買入れ資金等の借入れ6億3,700万円余であります。

また、下の派遣職員の人件費は、9名分で5,200万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容については、先ほどの補助金、委託料、負担金を四つの事業部門別に掲載しております。

一番下の表、活動指標では、②の就農相談件数はおおむね目標どおりとなりましたものの、③の6次産業化計画認定件数は目標の7割、①の農地中間管理事業の借入面積は目標の4割にとどまったところございます。

農地中間管理事業につきましては、事業が始まりまして6年が経過し、累計実績は徐々に増えておりますが、全国と同様、鈍化傾向にあるため、目標達成へ向け、さらなる推進が必要と考えております。

次に、188ページを御覧ください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和元年度の欄を御覧ください。

上から3段目の当期経常増減額は、5,900万円余の減額。

また、その三つ下の当期経常外増減額は5,000万円余の増加で、その結果、三つ下の一般正味財産期末残高は、1億6,000万円余となっております。

また、その一つ下の、当期指定正味財産増減額は、3,600万円余の減少となったことから、下から2段目の指定正味財産期末残高は、9億8,800万円余となっております。

この結果、一般と指定を加えた一番下の正味財産期末残高は、11億4,800万円余となっております。

ます。

次に、右側の貸借対照表の欄を御覧ください。

1段目の資産は、令和元年度の欄の20億5,900万円余で、主なものは、中間保有しております農地や農業担い手育成・確保基金であります。

三つ下の負債につきましては、9億1,000万円余で、主なものは、農地の買入れのための債務残高や畜産担い手事業等の事業未払金であります。

この結果、三つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は、先ほど申し上げた正味財産期末残高と同じ11億4,800万円余であります。

次に、その下の枠の財務指標ですが、①の県補助金等比率は、目標値50%に対し、実績値は43.3%、②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.0%に対し、実績値は0.4%となっております、いずれも目標を達成しております。

次に、一番下の枠の総合評価の右側、県の評価ですが、活動指標は、農地中間管理事業の借入面積が未達となったものの、耕地面積に占める借入面積の割合は全国で7位、九州で1位と比較的高い実績を上げていることを評価しております。

財務指標は全ての指標を達成しており、今後も管理費の削減や事業見直し等の継続した取組を求めてまいります。

令和元年度の事業報告は以上であります。

続きまして、令和2年度の事業計画について御説明いたします。

同じ報告書の107ページにお戻りください。

本年度の事業概要及び事業計画は、昨年同様に4部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図る計画となっております。

次に、108ページの3の正味財産増減予算書ですが、Iの一般正味財産増減の部の(1)の経

常収益は、次の109ページ上段枠内の経常収益計18億2,800万円余、それに対します(2)の経常費用につきましては、111ページ中段枠内の経常費用計18億4,700万円余であり、その下の令和2年度の経常増減額はマイナス1,900万円余を見込んでおります。

その結果、このページの下から10行目の一般正味財産期末残高は1億3,200万円余となりまして、Ⅱの指定正味財産増減の部の期末残高、下から2行目になりますが、9億9,800万円余、これと合わせました一番下のⅢの正味財産期末残高は11億3,100万円余を見込んでいるところでございます。

以上で、農業振興公社に関する報告を終わります。よろしく申し上げます。

**○西府漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターの経営状況について御報告いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

当センターは、平成6年11月に設立し、2の組織は、役員が9名、職員が10名、3の出資金等は、基本財産3,000万円のうち、県が1,500万円でございます。4の事業につきましては、県議会提出報告書で説明させていただきます。

別冊の令和2年9月定例県議会提出報告書の113ページをお開きください。

令和元年度事業報告書について御説明いたします。

2の事業実績でございますけれども、(1)の内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業では、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づく現地調査や、内水面漁業の振興に関する法律に基づく養鰻業者のウナギ稚魚の池入れ量の調査などを行いました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、河川等の巡回パトロールなどによりまして、ウナギ稚魚の違法採捕の防止に努めました。

(3)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、大淀川、一ツ瀬川でウナギ稚魚の採捕を行いまして、採捕量が約30キロ、採捕収入額が3,100万円余となりまして、前年の14キロ、約1,300万円に比べましていずれも増加したところでございます。

114ページをお開きください。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業では、アユなどの稚魚放流やウナギ稚魚の来遊状況調査、カワウの生息調査などを行いました。

次に、経営状況につきましては、出資法人等経営評価報告書にて説明させていただきます。

189ページをお開きください。

中段の県関与の状況でございますけれども、人的支援では、県職員が非常勤役員として2名、職員として2名、県退職者が常勤役員として2名でございます。

その下の財政支出等では、県委託料が4,700万円余、県補助金が1,400万円余、その他の県からの支援等としまして、経営基盤強化対策資金の借入金が5,000万円でございます。

下の活動指標の欄でございますけれども、①の県内産種苗に占めるセンター産種苗の割合は、目標値30%としてございましたけれども、実績は11.9%、②の県内各河川の監視・指導回数は、目標以上の242回ございました。

190ページを御覧ください。

上の表の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和元年度の欄でございますけれども、経常収益は9,700万円余、経常費用は9,600万円余

でございます。当期経常増減額は102万円余となり、その結果、一番下の正味財産期末残高は2,600万円余に増加いたしました。

次に、中段の財務指標でございますけれども、①の正味財産増減率は、シラスウナギの採捕収入の増加によりまして、当初目標を上回る104.3%、②の管理費比率は、当初目標の19.2%に對しまして、実績は16.3%に抑えることができたところでございます。

一番下の表の総合評価の右側の県の評価でございますけれども、平成29年、30年と2年連続の不漁によりまして、正味財産が大幅に減少したため、第5期経営改善計画を1年前倒ししまして昨年度に策定いたしました。そして実行させていただきましたけれども、採捕・供給事業の運営体制の見直しでありますとか、徹底したコスト削減によりまして収支改善に取り組んだことで、令和元年度は経常収支の黒字化、正味財産の積み増しの達成につながりました。一方で、県借入金の圧縮までには至らなかったという状況でございました。

このため、今後とも、経営体質の強化を図りつつ、引き続きウナギ資源の適正管理に向けてその役割を果たし、本県養鰻業の発展に寄与することを期待しているところでございます。

続きまして、令和2年度の事業計画について御説明いたします。

ページを戻っていただきまして、120ページをお開きください。

2の事業計画につきましては、令和元年度と同様の事業を引き続き、効率的に実施する計画でございます。

121ページをお開きください。

3の収支予算書でございますけれども、Iの事業活動収支の部の1、事業活動収入につきま

しては、中ほどの種苗販売事業収入を3,600万円としまして、また、県の受託金収入の増額によりまして、事業活動収入の合計は1億400万円余を計画しております。

122ページをお開きください。

下の囲み欄の事業活動支出計の箇所でございますけれども、9,600万円余でございます。その下の事業活動収支差額は768万円を計画しております。

その下のIIの投資活動収支の部でございますけれども、隣の123ページに移りまして、中央の囲みの欄、投資活動収支差額でございますけれども、マイナス768万円で、IIIの財務活動収支の部の下のほうに掲載しております財務活動収支差額はプラスマイナスゼロを計画しております。

内水面振興センターについての報告は以上でございます。

○坂本漁村振興課長 漁村振興課でございます。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

まず、当協会の概要について御説明いたします。

1の沿革ですが、昭和56年4月、延岡市熊野江町に、つくり育てる漁業の根幹を担う県営の栽培漁業センターとして設置され、その後、他法人の事業受入れ等を経て、平成25年4月に一般財団法人宮崎県水産振興協会へと移行しております。

次に、2、組織につきましては、役員11名のうち2名が常勤役員、うち1名が県職員、もう1名が県職OBとなっております。

続きまして、3の出資金等は、1億3,184万円余のうち県が50%の6,592万円余を、残りは沿海市町と水産関係団体が出損しております。



16ページの4の事業でございますが、詳細につきましてはお手元の令和2年9月定例県議会提出報告書で御説明いたします。

同報告書の125ページをお開きください。

令和元年度の事業報告書でございます。

2の事業実績について、(1)の栽培漁業振興事業では、体験放流等による栽培漁業の普及啓発とヒラメの放流用種苗の生産・供給を、(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整やマダイ等の人工種苗の動向把握と安定供給に取り組んでおります。

(3)の種苗生産技術開発事業では、放流用の新魚種としてアマダイの種苗生産技術開発や、優良なカンパチ種苗の供給体制確立、マダイ等の種苗生産技術の確立に、(4)の養殖用種苗供給事業では、養殖現場のニーズに対応した種苗の生産・供給を実施しており、現在マダイ、シマアジ、カサゴ、カワハギ等を生産・供給しております。

続きまして、当協会に対する県関与の状況について御報告いたします。

同報告書の191ページをお開きください。

令和2年度宮崎県出資法人等経営評価報告書の中ほどの表、県関与の状況を御覧ください。

財政支出等ですが、令和元年度の県の委託料は、アマダイ種苗生産事業等で415万円余、県補助金は、放流用のヒラメや、養殖用のカンパチの種苗生産・供給に対する支援等といたしまして、3,389万円余となっております。

次に、一番下の表の活動指標でございますが、指標として、三つの項目を掲げております。

まず、①の放流用種苗生産尾数は、目標値34万尾に対しまして、達成度は123.8%、②のヒラメの放流魚混獲状況では、ヒラメの漁獲量に占

める放流ヒラメの割合で、目標値13.5%に対し、達成度は78.5%、③の栽培漁業に関する普及啓発は、当協会見学者数等とホームページの閲覧者数の合計値で、目標値3,450人に対しまして、達成度は99.2%でございます。

続きまして、192ページをお開きください。

財務状況でございます。

左上の正味財産増減計算書を御覧ください。

中程やや下に示しております当期一般正味財産増減額は、111万円余の増となっており、したがって、一番下の正味財産期末残高は、令和元年度は2億6,826万円余となりました。

次に、右上の貸借対照表を御覧ください。

令和元年度の資産3億2,746万円余、3行下の負債は、5,920万円余となっており、したがって、その3行下でございますが、令和元年度末の正味財産は、2億6,826万円余となっております。

次に、下の財務指標です。

まず、①の1人当たりの自主財源収入金額は、目標値790万円余に対し、達成度は147.6%、②の収支比率は、目標値103.6%に対し、達成度は101%、③の主な収益事業魚種の販売収入は、目標値8,836万円余に対し、達成度は116.9%でありました。

最後に、下の表にあります総合評価でございます。表右の県の評価といたしまして、中期経営計画に沿った運営を行ってきた結果、平成29年度及び平成30年度はやや赤字決算となっておりますが、令和元年度は主力魚種の収益が図られ黒字決算となりました。中期経営計画に基づく取組を継続することにより、財務基盤の安定化につながると考えております。

令和元年度の事業報告については以上でございます。

続きまして、令和2年度の事業計画について御説明いたします。

同報告書の130ページにお戻りください。

今年度の事業計画は、おおむね昨年度と同様で、記載のとおり、2の事業計画のとおり実施することとしております。

131ページを御覧ください。

3の収支予算書ですが、I、一般正味財産増減の部につきましては、1の経常増減の部の一番下、表の中ほどの当期経常増減額が461万円余、2の経常外増減の部の(2)経常外費用の4行下の法人税等で415万円余を見込んでおり、当期一般正味財産増減額が45万円余となることから、IIIの正味財産期末残高を2億6,871万円余と見込んでおります。

以上で、宮崎県水産振興協会に関する報告を終わります。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

当課からは三つの法人について報告いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会であります。

1の沿革では、協会は平成8年2月に設立され、平成25年11月に一般社団法人に移行しております。

2の組織では、役員は会長理事ほか監事を含む17名で、協会事務を県経済連へ委託しており、法人としての専属の職員はおりません。

3の出資金等では、寄託金として6,166万円、そのうち県は2,000万円で、比率は32.4%であります。

4の事業では、和牛肥育農家等からの積立金により基金を造成し、和牛枝肉価格の低下時において補填金を交付するものです。

参考(1)の表は、生産者積立金の積立頭数と補填頭数の推移ですが、令和元年度は、積立頭数2万335頭、補填頭数5,125頭であります。

(2)の①の積立金単価は、通常時には1頭当たり2,500円を、高価格時には、同じく5,000円を積み立てております。

一方、②の補填金単価は、1頭当たり1万円で、四半期ごとの経済連和牛枝肉A4等級価格が、下の表にある協会の定める基準価格を下回った場合に交付されます。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の193ページをお開きください。

県関与の状況では、非常勤の役員に、県職員1名の人的支援を行っております。

一番下の活動指標では、基金造成額と補填金交付額を指標設定しており、達成度はそれぞれ100%を上回っております。

次に、194ページをお開きください。

財務状況では、左側の収支計算書ですが、収入は1億259万6,000円、支出は1億254万4,000円であり、当期収支差額は5万2,000円のプラスであります。

右側の貸借対照表ですが、資産は8,374万1,000円、負債は8,177万7,000円であり、資産から負債を差し引いた正味財産は196万4,000円あります。

次に、財務指標では、適正運営の指標として収支バランスを設定しており、達成度は100.1%であります。

一番下の総合評価の右側の県の評価では、肥育素牛の高騰、飼料価格の高止まりにより、肥育経営における生産コストが上昇している中、当協会の活動は、和牛肥育農家の経営安定のために大きな役割を担っており、補填については基金の範囲内で行われ、財務内容は健全であり、

組織運営も良好であると評価しております。

続きまして、委員会資料の18ページをお開きください。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団であります。

1の沿革では、事業団は昭和44年9月に設立され、平成24年10月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織では、役員は理事長ほか監事を含む21名、職員は25名で、3部5課で構成されております。

3の出資金等では、寄託金として9,800万円、そのうち県は4,000万円で、比率は40.8%であります。

4の事業では、種雄牛の飼養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定などを実施しております。

下の参考の表は、凍結精液ストローの譲渡本数の推移ですが、28年度から13万本を超える状況が続いており、県内の繁殖雌牛頭数の増頭効果が反映されているものと考えております。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の195ページをお開きください。

県関与の状況では、常勤の役員に県OB1名、非常勤の役員に県職員1名、常勤職員に県OB1名の人的支援を行っております。また、財政支出等では、令和元年度は委託料として1億3,073万2,000円を支出しております。

次に、その下の主な県財政支出の内訳の①宮崎県肉用牛改良総合対策事業ですが、これは、種雄牛の能力を把握するための検定を行う事業で、内容は、種雄牛候補となる直接検定牛の購入費や、産肉能力検定に係る経費及び円滑に実施するための推進費であります。

一番下の活動指標では、凍結精液の譲渡本数

を指標として設定し、実績は年間13万9,598本で、達成度は105%であります。

次に、196ページをお開きください。

財務状況では、左側の収支計算書ですが、収入は6億550万2,000円、支出は5億7,130万8,000円であり、当期収支差額は3,419万4,000円のプラスであります。

右側の貸借対照表ですが、資産は10億1,023万円、負債は2億7,443万5,000円であり、正味財産は7億3,579万6,000円であります。

次に、財務指標では、①の自己収支比率の達成度は102.3%であり、②の管理費比率の達成度は120.5%であります。

一番下の総合評価の右側の県の評価では、県内の繁殖雌牛の増加や能力の高い種雄牛の凍結精液価格の改定により、今後も安定した売上げが見込めること、また、施設整備計画も具体化され、収支から引当金の積み増しも可能となるなど、長期的な視点からも良好と評価をしております。

最後に委員会資料の19ページをお開きください。

一般社団法人宮崎県酪農公社であります。

1の沿革では、公社は昭和43年8月に設立され、平成25年4月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織では、役員は、理事長ほか監事を含む11名、職員は17名で、2部2課で構成されております。

3の出資金等では、出資金として1億6,058万円、そのうち県は8,000万円で、比率は49.8%であります。

4の事業では、酪農家から預かった乳用子牛を育成した後、妊娠させ、酪農家に戻す預託事業を行っております。

下の参考の表は預託頭数の推移ですが、近年は頭数が増加傾向にあり、令和元年度の平均預託頭数は719頭であります。

その他、生乳生産や、和牛子牛の生産・販売等を行っております。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の197ページをお開きください。

県関与の状況では、非常勤の役員に県職員2名の人的支援を行っております。

また、財政支出等では、補助金として、公社の施設整備に係る起債償還額を出資割合に応じて補助する運営強化対策事業により、276万9,000円を支出しております。

一番下の活動指標では、①の預託牛の延べ頭数の達成度は111%と目標を上回りましたが、②の生乳出荷量は、夏場の暑熱等の影響もありまして達成度は97.6%でございました。

次に、198ページをお開きください。

財務状況では、左側、損益計算書の4段目の営業利益は1,198万5,000円であり、一番下にある当期純利益は813万6,000円となり、28年度から4年間、単年度黒字となっております。

右側の貸借対照表では、1段目の資産は3億527万円、4段目の負債は4億3,817万円であり、7段目の正味財産は、マイナス1億3,289万9,000円であります。

次に、財務指標では、①の当期収支差額は単年度黒字の目標を達成しており、達成度は170.8%、②の自己収入比率が97.1%、③の管理費比率が117.3%であります。

一番下の総合評価の右の県の評価では、県内酪農家への乳用牛育成預託に係る説明会やパンフレット等の配付など、預託事業の周知を実施した結果、平成30年度に引き続き、令和元年度も目標数以上の預託頭数を確保しております。

また、県外からの外部講師や畜産試験場の研究員による定期的な受胎率向上の技術指導等により、公社職員の飼養管理技術も向上しております。

このような取組の結果、令和元年度も目標としていた黒字化を達成し、本年度も平成30年度に策定した経営改善計画を確実に実行し、引き続き黒字化を達成する必要があると評価をいたしております。

畜産振興課からの説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に関して質疑はございませんでしょうか。

**○窪菌委員** 13ページの内水面振興センターの話なんですけど、いろいろな事業を行ってらっしゃるといことで、今シラスの状況はかなり改善されたという話なんですけど、稚魚が取れるようになったという話も聞いているんですけど、そういった状況は今どうなっているのか。それと、そういった資源に関する調査はどうだったか。

それから、いろんな川にいろいろ放流されていますよね。そういった放流の状況はどうかということと、それから今問題になっているカワウの問題がかなりあると思います。これもウナギばかりじゃなくてアユとか内水面全体だと思えますが、そういったカワウの調査をされたということで、190ページにも載っているところですけども、そういった資源に関する調査等についてどうだったか、分かる範囲内で結構です。

**○西府漁業・資源管理室長** まずは、シラスウナギの最近の資源の状況でございますが、令和元年度は30キロの採捕がありましたけれども、その前は14キロ、24キロと非常に低迷している時期が続いています。

センターが出来た当初は、1トンを超えるような採捕量がありましたので、その当時から比べると大幅に資源量は落ち込んでいるという状況でありまして、たまたま平成30年に比べると令和元年は若干上向いた気配がありますけれども、まだまだ予断を許さないような状況なので、今後も資源の状況については注視していきたいと考えております。

それから、内水面振興センターが行っております放流事業でございますけれども、基本は大淀川、一ツ瀬川を中心にアユの種苗——アユの稚魚です——それからウナギの稚魚を放流させていただいているところでございます。内水面漁連さんに放流を委託して、漁業者の一番放流に適する場所を選んでいただいて放流をさせていただいているという状況でございます。

それから、カワウの状況でございますけれども、正直、内水面漁業にとってカワウの問題が近年非常に深刻な問題になってきておりまして、その被害の状況はまだ詳細には把握されておりませんが、どの河川においてもカワウの飛来状況は非常に多くなってきているというふうな話を聞いておりますので、県から内水面振興センターに委託しまして、県内全河川を中心に、令和5年までかけてカワウの飛来状況、カワウがどこにねぐらを作ったりとかするのか、各河川にどういうふうな被害があるのかを調査したり、各漁協さんに聞き取り調査をさせていただいているところでございます。

令和元年度は初年度でありまして、大淀川を中心にやらせていただいておりますけれども、まだそういった細かな報告書をまとめるに至っておりませんので、令和5年までにはしっかりとその部分を整理させていただきたいと考えております。

○窪菌委員 今のカワウの話ですけれども、小さい魚——小魚と言うんですか——がもう今川によってはいなくなっているところがあるという話なんです。ですから、カワウの被害だろうということですが、やっぱり狩猟の保護区が近くにあるとか、そういう所に昼間に行くと、鳥が羽を広げて休んでいるというようなのを何回か見たことあるんですが、そういった所では、夜になるとまた活動するというような状況ですので、駆除するといってもなかなか難しい話だろうと思いますけれども、生態系の面からも、何とかこういうのは早めに手を打ったほうがいいのかという気がします。

昔の話ですけれども、県外に出張した時に、きれいな河川があるんですが、何もいないんです、魚類は。ですから、やっぱりカワウが全部食べてしまったというような話を聞いたことがあるんですが、もう立っている木はふんで真っ白なんです。だからそういった被害にならないように調査されて、効果が上がるようなことを一つよろしく願いしておきます。

それと、ウナギとアユなんですけど、アユはいると思うんですけれども、ウナギがなかなかということで、今若干、養鰻の方々も、去年からするとかなりウナギも安くなったということですけど、そういったことでなかなか厳しい部分があると思いますので、調査等もよろしく願います。

○横田委員 農業振興公社についてお尋ねしますが、事業の農地部門のほうに書いてあります農地中間管理機構が行う特例事業というのは、多分、農業経営資源承継事業のことじゃないかなと思うんですけど、それで間違いはないですか。

○東農業経営支援課長 この特例事業につきましては、農業公社が農家から農地を買って、

それを担い手に売り渡す事業になっております。

○横田委員 農業ハウスとか牛舎とか、そういった物を公社が新規就農の人とかに承継する、そういう事業ですよ。数年前に始まった。

○東農業経営支援課長 この特例事業につきましては、農地の売買を公社が行う事業になっております。畜舎とかハウスについては、この事業の中には含まれておりません。

○横田委員 違うんですか、すみません、間違えました。

○東農業経営支援課長 すみません、今、横田委員から畜舎とかハウスの承継の話があったんですけど、県単事業でそういった事業は今実施しております。

○横田委員 農業振興公社の188ページの県の評価のところの文言でちょっとよく分からないんですけど、「農地中間管理事業の借入面積は達成度が約4割にとどまったものの、耕地面積に占める借入面積の割合は全国で7位」と書いてありますが、中間管理事業の借入面積というのは耕地のことじゃないんですか。

○東農業経営支援課長 この耕地面積は、県の全体の耕地面積が約6万6,000ヘクタールございますけれども、それに占める借入面積——借入面積は1,100ヘクタールほどしかございせんが——の割合が、全国で比較しますと、全国的になかなか事業が進んでいないというのもございせんけれども、全国で7番目でございます。

○横田委員 目標と比べたら4割ぐらいしか達成してないんですけど、県全体の耕地面積の借入面積は全国で比べたら高いということなんですね。

○東農業経営支援課長 そうでございます。

○横田委員 全国的にいかにも農地中間管理事業が苦戦しているかがよく分かります。ありがと

うございます。

○日高委員長 関連でありますか。そのほかで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

---

午後3時34分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

残りの審議につきましては、明日の午前10時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ないということですので、明日午前10時から再開いたします。

本日の委員会は終了いたします。

午後3時34分散会

令和2年9月17日(木曜日)

午前9時57分再開

出席委員(7人)

委員長 日高陽一  
副委員長 安田厚生  
委員 星原透  
委員 横田照夫  
委員 窪菌辰也  
委員 高橋透  
委員 有岡浩一

欠席委員(1人)

委員 河野哲也

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長 大久津 浩  
農政水産部次長(総括) 河野 譲二  
農政水産部次長(農政担当) 牛谷 良夫  
農政水産部次長(水産担当) 外山 秀樹  
畜産新生推進局長 花田 広  
農政企画課長 殿所 大明  
中山間農業振興室長 小林 貴史  
農業連携推進課長 愛甲 一郎  
みやざきブランド推進室長 松田 義信  
農業経営支援課長 東 洋一郎  
農業改良対策監 戸高 朗  
農業担い手対策室長 戸高 久吉  
農産園芸課長 柳田 敬  
農村計画課長 小野 正寛

畑かん営農推進室長 押川 浩一  
農村整備課長 酒匂 芳洋  
水産政策課長 福井 真吾  
漁業・資源管理室長 西府 稔也  
漁村振興課長 坂本 龍一  
漁港漁場整備室長 鈴木 宣生  
畜産振興課長 河野 明彦  
家畜防疫対策課長 丸本 信之  
工事検査監 鬼束 哲生  
総合農業試験場長 日高 義幸  
県立農業大学校長 徳留 英裕  
水産試験場長 林田 秀一  
畜産試験場長 三浦 博幸

事務局職員出席者

議事課主査 川野 有里子  
議事課主任主事 石山 敬祐

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の21ページをお開きください。

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)の令和元年度の主な取組についてであります。

詳細につきましては、別冊で冊子をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。本日は、この常任委員会資料で概要を説明いたします。

1、主な指標等の動向についてです。

上段左側の本県農業産出額につきましては、平成22年に発生した口蹄疫の影響により落ち込んだものの、その後増加し、平成30年の農業産出額は3,429億円と全国第5位の地位を維持して

おります。

右側の食料自給率につきましては、本県は、生産額ベースで281%で、21年連続で全国1位となっており、カロリーベースでは64%と、全国と比較して高く推移しております。

中段左側の総農家数・農業就業人口につきましては、いずれも年々減少してきており、本格的な人口減少社会を迎える中、今後一層の減少が懸念されます。

右側の新規就農者数につきましては、平成27年以降増加傾向であり、令和元年は418人と、平成以降で最高となっております。内訳を見ますと、農業法人への就農が半数以上を占めております。

下段左側の耕地利用率につきましては、本県は、近年106%前後で推移しており、全国と比較して高い利用率となっております。

右側の担い手等への農地集積面積につきましては、近年、利用集積面積がおおむね3万7,000ヘクタール台、集積率が55%前後と横ばいで推移しております。

22ページを御覧ください。

2、重点プロジェクトの構成についてです。

本計画の着実な推進を図るため、重点的かつ横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトと位置づけ、販売力の強化、生産力の向上、人材の育成、中山間地域農業の振興の4つの視点から、合わせて8つのプロジェクトを掲げて施策を展開しております。

次の、3、重点プロジェクトの主な取組では、今申し上げました8つのプロジェクトごとに、令和元年度の主な取組について説明いたします。

①国際競争力強化プロジェクトでは、アジアを中心に農畜産物の輸出が拡大し、輸出品

は3,393トン、輸出額は50億円を超えるなど、いずれも過去最高を更新しました。また、輸出拠点となる最新鋭の食肉処理施設の整備やEU向け牛肉の初出荷など、さらなる輸出拡大に向けた取組を展開しました。

②契約取引推進プロジェクトでは、食品加工業者や量販店等のニーズと産地の生産・加工体制をつなぐことによる契約取引を推進したほか、ニラ、さららピーマンを栄養機能食品として新たに販売を開始しました。

23ページをお開きください。

③生産技術高度化プロジェクトでは、経済連が総合農試内に整備した高度施設園芸ハウスにおける養液栽培やハイワイヤー栽培といった新たな技術による周年栽培の実現に向けた試験や酒造メーカーと連携した醸造用大麦の試験栽培を開始いたしました。

④連携サポートシステム強化プロジェクトでは、水田の暗渠排水の整備や土壌センサーによる栽培環境データ等に基づいた生産管理システムの構築に加え、繁殖・肥育部門が一体となった畜産拠点の整備や販売型コントラクターの飼料販売拡大支援による分業化を推進しました。

⑤未来を切り拓く人材確保プロジェクトでは、情報総合サービス業のマイナビ社と農業人材の確保に関する連携協定を締結し、首都圏における本県農業の情報発信やPRを行うとともに、地元農業者等との連携による他産業からの農業参入を支援するなど、担い手の確保に向けて積極的に取り組んだほか、女性ネットワーク交流会を開催するなど、女性農業組織の活動を支援いたしました。

24ページを御覧ください。

⑥宮崎方式人材育成プロジェクトでは、本県



農業を牽引するプレイヤーの育成を図るため、次世代農業リーダー養成塾や6次産業化チャレンジ塾を開催するとともに、高度な経営、技術力を有する指導者を育成するための実践研修を実施しました。

⑦中山間地域農業所得向上プロジェクトでは、中山間地域の特性を生かした収益性の高い園芸作物として、リンドウなどの生産拡大に加え、防除用ドローンやリモコン式草刈機などのスマート農業技術等を活用した農作業受託組織の育成や体制の強化を推進しました。

⑧中山間地域の誇り・絆づくりプロジェクトでは、中学生サミットの開催など、世界農業遺産認定を契機とした農業文化の継承支援に加え、指定棚田地域への指定や日本型直接支払い制度を活用した水路の補修など、農地や景観の保全等の取組を推進しました。

本計画は、本年度が最終年度となっております。計画実現に向け、農業者をはじめ、市町村やJA等の関係機関と連携しながら、さらなる推進を図ってまいります。

また、現在、次期八次計画の策定作業を行っておりますが、これまでの成果や課題に加え、新型コロナウイルス感染症による影響や変化への対応も含めた内容となるよう検討を進めているところであり、今後、当常任委員会において御報告させていただくこととしております。

農政企画課からは以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

常任委員会資料の25ページをお開きください。

第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の令和元年度の主な取組について御説明いたします。

1の主な指標等の動向ですが、近年の生産量

は、漁業・養殖業ともに緩やかな増加傾向で推移しており、平成30年の生産額は336億円で、全国14位に位置しております。一方、中段にありますが、就業者数は減少傾向が顕著となっており、高齢化も進行しております。このような中、各種取組により、年間30名から50名程度の新規就業者を確保しているものの、さらなる確保が必要な状況にあります。

下の段になりますが、漁船についても、登録隻数が減少しており、収益性の低下により漁船の更新が進まず、高船齢化が進んでおります。

このような状況を踏まえ、後期計画では2つの重点プロジェクトを設定して、課題解決に向けた取組を進めているところでございます。

26ページを御覧ください。

重点プロジェクトの取組概要についてでございます。

1つ目の未来へつなぐ漁業担い手プロジェクトではありますが、上段左の写真にありますように、国の漁船リース事業を活用して、新船への更新を図るとともに、中央と右の写真のように、新たな機器導入による経営基盤の強化など、高収益型漁業への転換を促進しているところであります。

また、中段になりますが、担い手対策の推進母体である宮崎県漁村活性化推進機構に、新規就業者受入れに関する情報を一元管理して積極的に情報発信する新規就業者応援バンクを開設し、新規就業希望者と担い手募集地域とのマッチングを図りました。

2つ目は、本県漁業生産の拡大に向けた魅力ある水産業の構築プロジェクトであります。

生産の最適化につきましては、下段の写真にありますとおり、カツオ・マグロ類の高度利用

を図るため、表層型浮魚礁を更新するとともに、既存漁場の機能強化を図り、日向灘の生産力向上に取り組んでいるところであります。

27ページをお開きください。

販売の最適化につきましては、県産水産物販売促進会議を中心とした加工流通販売の推進や上段の写真にありますとおり、水産加工業者等の商品開発を支援しております。

本計画では、ただいま説明した重点プロジェクト以外にも、3つの基本計画を柱とした取組も進めております。

中段にございます①地域を担う漁業経営体づくりでは、シーフードショーなどへの出展による販路拡大や、キャビア産業の成長産業化に向けた加工場の対米HACCP認定及び新商品開発等への支援を行うとともに、水産試験場のフードオープンラボの活用による販売用製品の製造を支援いたしました。

また、下段にあるように、各地域に設置した地域漁業担い手確保・育成協議会にて勉強会等を実施し、新規就業者の技術向上を図るとともに、経営開始時の漁船や漁具等の導入についても支援いたしました。

28ページを御覧ください。

上段の②水産資源の適切な利用管理におきましては、宮崎海域アマダイ類の資源回復計画に基づいた資源回復の取組を推進し、科学的な資源評価の結果、資源状況の好転が示唆されました。

また、中段左側になりますが、宮崎県内水面漁業活性化計画を策定し、石倉設置をはじめとする内水面資源の回復への取組等を支援しました。

下の段の③漁港施設の防災対策の強化と機能

強化につきましては、10の拠点漁港における防波堤や岸壁の整備、23の漁港を対象とした老朽化対策など、保全事業を実施しております。

今後も、関係団体や市町との連携強化を図りながら、各種取組を着実に実施してまいります。

なお、別冊の令和元年度の主な取組につきましては、施策に対する取組状況を詳しく記載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

水産政策課からは以上でございます。

**○小林中山間農業振興室長** 中山間農業振興室でございます。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の令和元年度被害額についてでございます。

本件につきましては、昨日の環境森林部の審議におきましても同じ資料で説明が行われておりますので、私からは、農作物関係を中心に説明させていただきます。

まず、1の令和元年度被害の状況についてでございます。

(1)の部門別被害の状況のうち、農作物につきましては、令和元年度の被害額は3億4,709万5,000円と、平成30年度の2億8,346万8,000円に対して、約6,363万円の増加となっております。

次に、(2)の作物別被害の状況につきましては、果樹、水稲、野菜の順で被害の額が大きく、この3つで農作物における被害総額の84%を占めております。

次に、(3)の鳥獣別被害の状況につきましては、農作物に関しましては、イノシシ、鹿、猿とその他の中にございますヒヨドリ、カラスの順で被害額が大きく、この5つの獣種で被害総額の93%を占めております。

30ページを御覧ください。

2の被害額増減の要因でございますが、農作物につきましては、ヒヨドリ、イノシシ、カラスによる温州ミカン、日向夏などの果樹被害が平成30年度に比べ約8,141万円と大きく増加しているところでございます。また、飼料作物につきましては、牧草に対する鹿の食害が増加しております。

次に、3の今年度の主な取組についてでございますが、(1)にございますように、地域特命チームを主体として、リーダーの育成研修や集落における被害防止活動計画の作成と実践支援を行い、守れる集落づくりを推進してまいります。

こうした取組につきましては、各地域の状況に応じたきめ細やかな対応が必要不可欠でありますことから、こういったものを検討していくため、本年7月から8月にかけて、県内の各地域特命チームとの意見交換会を開催しているところでございます。

また、鳥獣被害対策支援センターにおきましては、鳥獣被害対策マイスターの養成などの人材育成や、作物や獣種に適応した被害防止技術の実証に取り組んでまいります。

特に被害額の大きかった鳥獣による果樹被害の防止策といたしまして、簡易に設置できる被害防止ネットの効果を実証するための実証圃を、被害の大きかった地域に設置してございます。

また、(2)につきまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の整備や捕獲活動を支援してまいります。侵入防止柵の整備に関しましては、地域での合意形成や事業実施に向けた基本事項の周知、柵の種類の検討、設置ルート of 精査などを行う事前学習を実

施し、より効果的な整備を推進してまいります。

さらに、ICT等の新技術を活用した捕獲の強化や捕獲鳥獣のジビエとしての利用拡大に向けた取組も併せて推進してまいります。

県といたしましては、地域特命チーム、鳥獣被害対策支援センターとしっかり連携しながら、こういった取組を推進しまして、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図ってまいります。

中山間農業振興室からは以上でございます。

**○東農業経営支援課長** 農業経営支援課でございます。

常任委員会資料の31ページをお開きください。

本県におけるミカンコミバエの初確認及び対応状況について御説明いたします。

1の(1)にありますとおり、国の植物防疫所と都道府県が連携して行っております重要病害虫の侵入警戒調査におきまして、今年8月18日に、本県で初めて串間市において、ミカンコミバエの成虫1頭が確認されました。

ミカンコミバエは、かんきつ類や果菜類に甚大な被害を与える害虫で、中国や台湾、東南アジア等に生息しており、毎年台風等の強風に乗り、国内へ飛来することが確認されております。

1の2つ目の米印にありますように、今年国内では9月7日現在で、本県のほか、鹿児島県や熊本県など8都県で119頭が誘殺をされております。

確認後の対応状況ですが、2の(1)のとおり、確認の翌日に串間市で現地対策会議を開催するとともに、発生状況を確認するため、誘殺地点から5キロ圏内でのトラップの増設と2キロ圏内の寄主果実の調査を行ったところです。

その結果、(2)にありますように、9月3日までに、5回のトラップ調査での成虫の誘殺は

なく、2回採取しました果実の切開調査においても、幼虫の寄生等は確認されませんでした。

今後も調査を継続するとともに、寄主果実で幼虫が発見されるなど、万が一発生が確認された場合は、農薬を染み込ませた誘殺板による防除等を実施することとしております。

説明は以上でございます。

**○福井水産政策課長** 水産政策課でございます。

常任委員会資料の次の33ページをお開きください。

大淀川で捕獲されたチョウザメにつきまして御説明させていただきます。

1の概要にありますとおり、今年8月に宮崎市内の大淀川でチョウザメが釣れているとの情報が県民から寄せられるとともに、都城市内の高崎川等でもチョウザメの視認・捕獲情報等が寄せられております。

県といたしましては、天然水域の生態系への影響調査を実施するとともに、県内養殖業者に対して流出等の事故があった場合には、速やかに報告するよう指導したところですが、現時点で、県内養殖業者からチョウザメが流出したという報告は受けておりません。

9月7日現在で、約90尾が捕獲されており、いずれもシベリアチョウザメと確認されております。

なお、県水産試験場内水面支場から、8月に流出事故が発生いたしましたが、第1に、大淀川本流では7月頃から捕獲されており、時系列的な差異があること、第2に、年級が異なることから関連性はないと考えております。

次に、2の県の対応でございます。

まず、生態系への影響調査の結果ですが、チョウザメの胃腸管内容物につきましては、ごく少

量の水生昆虫等が認められましたが、天然水域の生態系に大きな影響を与えるものではないと考えられました。また、併せて県内養殖業者に対して、施設管理の徹底や事故があった場合の迅速な報告の徹底について指導いたしました。

次に、3の今後の対応でございます。

これまでの調査結果では、天然水域の生態系に大きな影響を与えるものではないと考えられましたが、元来、県内の河川に生息している魚類ではないため、みやざきの内水面資源回復推進事業を活用いたしまして、地元漁協と連携を図りながら、積極的に外来魚として捕獲、処分していくこととしております。

最後になりましたが、先般の水産試験場内水面支場からのチョウザメ流出事故につきましては、本来、養殖施設管理を指導すべき立場にある県の施設から流出いたしましたことを深くおわび申し上げます。今後、このようなことが二度とないように施設管理を徹底し、再発防止を図ってまいります。

説明は以上でございます。

**○西府漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。

同じ資料の35ページをお開きください。

海区漁業調整委員会の委員任命に向けた手続について御報告を申し上げます。

1の海区漁業調整委員会につきましては、漁業法及び地方自治法に基づき都道府県に設置される行政委員会でございます。

海区漁業調整委員会は、漁業者を主体とする漁業調整機能になっておりまして、漁業権の免許や知事許可漁業についての知事の諮問機関でもあります。現在の委員数は15名でございます。その内訳は、公職選挙法の準用による選挙

で選ばれました漁民代表委員が9名、知事選任の学識委員4名、公益代表委員2名で、これらの委員の任期が、令和3年3月末に満了を迎えますことから、現在、新たな委員の任命に向けた手続を進めているところでございます。

2の新委員の選任についてでございますけれども、今般の漁業法の改正によりまして、委員の選定方法が変更され、全ての委員につきまして公募を行い、県議会の同意を得て知事が任命することとなります。なお、委員数は現数と同じ15名で、新委員の任期は、令和3年4月1日からの4年間でございます。

最後に、3のスケジュールでございますけれども、9月15日から10月15日までを公募期間といたしまして、現在、応募等を受け付けているところでございますけれども、その後、12月までに応募者等の中から委員候補者を決定しまして、来年2月の定例県議会で御審議をいただく予定でございます。その結果を受けまして、新たな委員を選任し、4月1日付で任命することとしております。

以上でございます。

**○殿所農政企画課長** 追加で配付させていただきました「令和2年台風第10号による農水産業関係の被害状況について」を御覧ください。

9月15日現在の状況について説明いたします。

1、農作物等の被害につきましては、水稲で、普通期水稲の倒伏、野菜で、露地野菜や施設野菜の茎や葉の損傷、果樹で、栗、梨等の落果、畜産で、停電による採卵鶏やブロイラーの熱死、営農施設等で、ハウスの破損や倒壊、畜産施設の半壊等の被害が出ております。

2、農地・農業用施設等の被害につきましては、田、畑ののり面崩壊や水路、道路、頭首工

の一部崩壊の被害が出ております。

3、水産関係の被害につきましては、養殖生けすの破損や養殖物の流出、へい死の被害に加え、漁港や共同利用施設等に被害が出ております。

4の被害総額につきましては、詳細については現在調査中ではありますが、9月15日現在では約6億2,500万円となっております。

引き続き、被害状況の把握に努めるとともに、被災された農家、漁業者の皆様が、一日も早く経営再建できるよう、市町村や関係団体とも連携を密にしながら、しっかり対応してまいります。

説明は以上です。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項に関して、委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

**○窪菌委員** 今回の報告事項の台風10号なのですが、果樹あたりでかなり被害が出ていますが、今共済組合が進めている作物の保険の加入状況等はどうかでしょうか。

**○殿所農政企画課長** いわゆる収入保険の加入状況につきましては、令和元年度の状況を見ますと、1,355件の加入がございまして、前年度から644件増えている状況でございます。

**○窪菌委員** プラス600件ということで1,300件ですが、全体的に見て多いと思われませんか、それとも少ないと思いませんか、これぐらいだろうと思うか、どうなんですか。

**○殿所農政企画課長** 県全体で対象となる農業者と思われませんが、いわゆる青色申告を行っている方ということになります。青色申告を行っている方の数が公表されておられませんので、

正確には分かりませんが、例えば、認定農業者ですとか、農業法人数、こういったものから類推をしますと、9,000経営体程度が対象になるのではないのかなと思っておりまして、まだまだ推進する余地はあるのではないかと、うふうに思っております。

**○窪菌委員** 台風被害や寒いほうの冷害、それから異常気象等もあるわけですが、こういった耕種部門について加入を今後進めていかないと、こういった不測の事態が発生して、収入がかなり減ったりすると、1年間がふいになりますので、なるべく推進していただくように、支援をお願いします。

**○殿所農政企画課長** まさに、今、委員がおっしゃいましたように、収入保険は、自然災害だけではなくて様々な要因、例えば、今回の新型コロナウイルスの影響を受けたような減収の場合にも対応ができる、非常に経営リスクを回避できる制度でございます。7月の補正で、この農業経営収入保険の加入拡大を図るための事業をお認めいただきましたので、これを使いまして、NOSA Iだけの働きかけではなくて、農業者自らがグループで、自分たちで学習会をやっていただいて、この制度のよさとか、ほかの皆さんの加入状況とか、そういったものをお互い勉強しながら、加入に向けた取組を進めていただく仕組みを今回整理いたしましたので、この補正予算もしっかり活用しながら、今、委員からお話がありましたように、収入保険制度の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋委員** 今の収入保険制度の事業、7月補正、ちょっと私も詳しく覚えていませんけれども、学習会の事業だということですが、そもそも収入保険制度を取り扱うNOSA Iがやるべ

き仕事です。それに、県がお金を出して勉強会をするということですが、そこ辺をもっと詳しく教えていただけませんか。

**○殿所農政企画課長** 今、委員からお話がありましたように、収入保険はNOSA Iがしっかり推進をするというのが大原則でございます。その中で、課題として上がってきましてのが、NOSA Iが推進する場合に、個別の農家の方がこんなふうに参加して、こんなメリットがあったよという話であるとか、周りの加入状況をなかなか具体的に話ができないという部分もありまして、農家の皆さんの理解であるとか、加入に向けた意欲が進まないという課題がありました。

そこで、7月の補正予算では、農家の皆さんが、自分たちでお互いの状況も確認しながら勉強会をしていただく。当然、そこには、NOSA Iも関わりながら、いろんな資料を提供したりしながら勉強会をしていただいて、加入に向けた意欲の醸成を図っていただくという形で御提案をして認めていただいた事業でございます。

**○高橋委員** NOSA Iも合併してエリアが広がったでしょう。だから、指導する職員の数も恐らく減っていると思っているんですが、以前は、私も実は経験あるんだけど、農政部長というのがいて、そういう人たちも詳しくかったです。そういう人たちが今育っていないような気がします。例えば、私の地域でも、非農家の人に割り当てて、その任務を持っていらっしやう。これは、NOSA Iの組織のことだから、県がどうのこうのは言えないと思いますけれども、こういった勉強会を立ち上げたわけだから、しっかりそういった人材が育つような取組をやってほしいと思っています。

コロナ禍で相当な収入減になっている農家が  
いっぱいいるので、実はしまったという農家は  
いっぱいいるんです。よろしくをお願いします。

○星原委員 21ページから順番に説明して  
いただいて、令和元年度の取組と実績を報告を  
いただいたんですが、その中で、平成30年は3,429億  
円の農業産出額で、全国で5位だということ  
です。じゃあ農家の人たちの所得が、皆さん方  
見たときに、5位に位置するだけの位置づけに  
なっているのか。こういう形で見ると、宮崎県  
は第1次産業が主体の農業県で、食料供給県と  
いうのは分かるんですが、育成の面で後継者が  
育つか、いろんなことを考えたときには、も  
う随分減ってきていますし、60歳以上の高齢者  
が主にやっているような状況なんです。そうい  
う中で株式会社があったり、農業法人があつた  
り、個人経営があつたり、いろいろある中で、  
本当に農業で生活が安定して食べていける人た  
ちがどれだけいるのか。あるいはそういう人た  
ちをどうやったら伸ばしていけるのか。こうい  
う取組は毎年ずっと続いていると思うんです。  
そういう中で、私は、やっぱり数字を追っかけ  
ていかないと駄目なんじゃないかなと思うん  
です。

だから、今回も、こういう形で報告されるん  
であれば、前にも言ったと思うんだけど、  
せめて九州管内の同じような状況のところ  
がどれくらいになっているか比較して、宮崎  
の優れているところ、足りないところ、そう  
いったものを協議しながら、次年度にはど  
んな取組をしていくとか、そういう方向で  
物事を考える。あるいは、後継者が育つか  
育たないかは、農家の皆さん方、ある  
いは農業法人の皆さん方でもそう  
なんですけど、納税をしている農家が県  
内で幾

らぐらいいて、そういう人たちが  
増えつつあるのか、減っているのか、  
そういうものを比較するような、  
そういうことがなされていかないと、  
本当の意味での実態は分からない  
ような気がするんです。

今納税している農家が仮に100件  
だとしたら、来年は1割増やして  
110件にしていこうとか、120%  
の120件にしていこうとか、  
そのためには、じゃあどうい  
うふうにするのか。地域のグル  
ープの中でとか、地域の中で  
模範になる農家を選定して、  
そういう人たちから指導を受け  
るとか。

これからは経営の指導がないと、  
物を作ることに  
おいては、農家の皆さん方は  
技術があるんですけど、  
経営指導をしていく。そして、  
これから人手がいなくなると  
機械化になっていくんです  
けど、今度は機械を買うこと  
で経営が苦しくなっている  
部分があるんです。

今建設業でも、昔はブルとか  
ユンボとかいろんな機械を  
自社で購入してやっていたん  
ですけど、農業もリース的な  
ものを利用したりとか、ある  
いは専門の人を育てて、作  
業の一部は専門の人が機械  
を使って仕事をしてもらおう  
とか、何か変えていかないと、  
売上げと経費のバランスを  
見たときに、経費のほうがか  
かるんでは、赤字では、後  
継者は育たないと思うん  
です。

だから、集団でやるほうが  
いい地域と個人個人でやる  
ほうがいい地域とか、水稲  
とか果樹とか、種目によつ  
ても違ふと思うんですが、  
区分けしながら、そして、  
数字を追っかけて、データ  
の中でこれからやっていか  
ないと。

これから都会から移住して  
きて、農業でもといった  
ときに、こういうやり方を  
すればこれだけの利益が  
出て、家族4人なら4人  
生活するには十分だとか、  
そういうデータを示しなが  
ら、

移住する人たちなんかも呼び込んでくるとか、そういうことをこれからやっていかないと駄目なんじゃないかなと思うんです。

令和2年度以降に向けて、また新たないろんな計画を立てられると思うんですが、今までやってきたやり方の延長線上じゃなくて、これからこういうふうにしていかないと後継者も育たない、利益も上がらないというのをくり上げていかないと、なかなかうまくいかないのではなかな。

我々の地域では、集落の中で農業をしている人は、もう今現実に2軒しかいない。四十数戸あって、大体7割、8割は農家だったんだけど、もうそういう状況が続いているんです。だから、そういう人たちが地元でやるために、経営の指導ができる、こうやったらもうかる、こういうことをやっていたら、あなたはいつまでやっても利益は出てこんぞと。そういったことを、県がやるべきことなのか、市町村やJAがやるべきことなのか、それは役割分担もちゃんとしてやっていかないと、なかなか育たないんじゃないかな。

通常のやり方で、こういう目標だけを掲げてやっていくだけでは、なかなか成り立たないんじゃないかなと常々思っているんですが、皆さん方がずっとやられてきた中で、どの辺にメスを入れて、どういう形で指導していけばいいとか、その辺についてはどういうふうに今捉えながら、長期の計画を立てていかれるのか。そういう中に数字とかを盛り込んでいっちゃうのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思っているんですけど。

**○殿所農政企画課長** 今委員がおっしゃいましたように、数字を示して、しっかりそれを追い

かけていくことは非常に大事であると考えております。そして、今回の報告では、農業産出額という県の全体像を示す数字だけをお示したわけでございますけれども、現在策定を進めております第八次の計画の中では、まさに委員がおっしゃいましたように、経営の規模であるとか、経営の形態であるとか、それから、作物の種類とか、こういったものによって、収入の在り方、コストの在り方も違ってくると思いますので、こういった経営ごとのモデルというものをお示したいなと思っております。

これは、委員もおっしゃいましたように、外から入ってくる方たちが、こういうふうによれば農業で食っていけるんだという目標にもなると思いますし、現在、農業をやられている方たちも、そういったところを目標にして生産性を上げる、コストを下げる努力をしていただくための一つの指標になると思いますので、経営の規模であるとか、あるいは経営のステージもどんどん上がっていけば、また形が変わっていくと思いますので、そういった内容ごとに分けて、経営モデルをしっかりと示した上で、我々もその数字をしっかりと追いかけていく。そのためには、地域ごとに、作物ごとに何をすべきなのかということをしっかり考えていく大本として、そういった数値目標は設定してまいりたいと考えております。

**○星原委員** それと同時に、これから農家だけが努力しても所得は増えないと思うんです。6次産業化と言われるように、要するに加工することで値段を高く取れるとか、高く買ってくれる販路先を見つけていくとか、そういったことをすることで、農家の所得も、高く買っても合うんだとか、全体的にそういう形でやらないと。



また、加工の研究から技術の磨き方、あとは販路先をどういうところに持っていけば、より高く買ってくれるのか、そういうものを一体ですること農家の所得も上がっていく。

そういうところまでやらないと、ただ、生産技術でいい物を作るだけでは、なかなか農家の所得は増えないと思うんです。そこまで一体で考えたやり方で取り組んでいてもらいたいと思いますし、また、そうしないと、農家の育成もできないんじゃないかなと思う。

それと、もう一つ、今はコロナで海外には行けないんですが、国内と海外でいろいろ増えたと言っているけど、国内で売っているものと比較したときに、どれだけメリットとか——外国に持っていくにしても、加工、冷凍技術とか、いろんなものを併せて研究していかないと、幾らいい物を作り上げたとしても、消費の部分で高く、付加価値がついた形で買ってくれるところがどこまであるのか。

そういう研究もしながら売り込んでいかないと、さっきも言ったように、最終的に、農家の人たちが高く買ってあげるためには、そこまでの努力がないと駄目なんじゃないかなと思うんですが、今どういうふうに取り組まれていますか。

**○殿所農政企画課長** まず、生産・加工、そして、流通・販売といった、それぞれをしっかり結びつける形で、農業の所得を上げていくという考え方は、大変大事だと思っていて、次の長期計画の中でも大きな柱の一つと考えております。

やはり、生産した物を売るだけではなくて、販売サイドからのニーズ、それから、流通をどうやって効率化して、収益を農業サイドに、生

産サイドに残すか。こういった観点も非常に大事でございますので、この生産、流通、販売をトータルでしっかり見れるような体制をつくるべきであるということで、今、その辺りの具体化についても検討を進めているところでございます。

それから、輸出につきましても、先ほどの報告で、これまで伸びていますよというお話をしましたけれども、今、コロナ禍の中で、海外でもこれから外食の需要は厳しい状況があるという影響があった一方、海外でも日本と同じように、巣ごもり需要ということで、家の中で食べる。そのために、調理しやすい材料というような、また新たなニーズが出てきていますので、そういったことも含めて、このコロナで起こった悪い面の影響、それから、今度は新しい展開や可能性、こういったこともしっかりイメージしながら、今度の長期計画の中で今後の取組について書き込んでいきたいと考えております。

**○星原委員** ぜひ今農政企画課長が言うように、そういう形で取り組んでいただく。そして、やっぱり最初に言った、納税できる農家が県内でどれだけいらっしゃるのかをちゃんと把握していただいて、税金を納める農家をどうやったら——というのは、利益が上がらないと駄目なわけですから、その辺のことを調べていって、畜産あるいは園芸、それぞれの部門で多分税金を納めている方もいらっしゃると思うんです。

そういう人たちが、どういう経営をしているのか等もひっくるめて、学ぶべきところは学び、総合力で宮崎の農家所得を上げていくためにはどうしたほうがいいのか、納税できる農家を増やしていくためにはどうしたらいいのかを見つけて、これからの若い人たちには農家で十分食っ

ていけるんだと、家族も守れるんだと、そういう農家の育成をやってほしいと思いますし、今後のいろんな計画を立てていく上では、そういう考えでやってほしいなど、お願いしておきます。

**○大久津農政水産部長** 星原委員からいろいろ御指摘なり、御助言いただきました。本当に先ほど農政企画課長が申し上げましたように、今までは、生産拡大や経営規模拡大という個々の人たちがしっかり頑張ろうということで、畜産とか施設園芸、こういったところが主流になりますので、こういったものを拡大することによって、もうかる農業という視点でやってきたところでございます。

しかしながら、今からはコストをいかに下げるか、いかにして個別の所得を上げるかというときには、稼げる農業、個々だけではなくて、産地なり、先ほど委員からもありましたように、稼ぐためには、外貨の稼ぎ方もあると思います。

そういった意味では、産地加工とか——今、量販店とかも、単なる生鮮販売だけではなくて、こちらで一次加工、二次加工した、付加価値をつけたものをいかに売っていくか。これは、物流対策も含めると、物流コストが上がっていく中で、東京市場までピーマンを空気で運ぶような状態ではいけないと。加工は大きいかと思えます。

そういった中では、宮崎の農業、水産を母体として、地域の第2次、第3次産業の中でも、いろいろ持たれていますので、そういったところと連携した、従来型の単なる農業サイドでの6次産業化だけではなくて、やはり農商工連携、そして、地域経済を活性化する、そういった取組が大事かなということで、私どもとしては、

こういった個々の経営だけではなくて、地域全体が活性化するような農業長期計画をしっかりとやりながら、やっぱり県民の皆さん方が、それで農業を守っていただく、応援していただく、そういったところをしっかりとやらないといけないのかなということで、今、次期長期計画に向けまして、そういった視点を含めて検討を進めさせていただきましたので、次回の委員会等々ではそういった内容もお話できればと思っています。

あと、こういった産地の生産力というのは、産出額ベースが国の統計ですけれども、もうかっているかは、生産農業所得というのがあります。ただ、宮崎は、畜産とか施設園芸は投資が大きいので、所得率は低うございます。一方で、農家戸数は全国では中位程度でございますので、販売農家の1戸当たりでいけば、北海道に次いで、販売額なり所得は高い。東北とか、米の産地からすると、多様な集約的農業をやっている宮崎は、個別経営体でいけば高いんだろうと思っています。

ただ、それを明らかにするためには、青色申告のデータですとか、法人さん方の決算データといったものをもっとより情報共有しながら、JAグループでは、GO!GO!テン運動ということで、生産費の5%減と、所得を上げて10%ということで、もうかりましょうということをやっていますので、こういったところともしっかり連携しながら、経営的に、本当に稼げるのか稼げないのか、この視点がやっぱり大事かなと思っています。そういった中で、こういったデータを公表するには、しっかりしたデータでないと難しいということで、国のデータで基本やっていますけれども、これだ

けではもう今から説明がつかなくなっているということで、JAグループやいろんな経営者のデータ等も集約して、分析しながら、皆様方にも分かりやすいような、しっかりした経営体像を示せるような形で、次期計画では示していきたいと思っておりますので、また今後も御指導、御助言いただければと思います。

○星原委員 もう最後にしますが、やはり農業は自然との戦いであったり、豪雨災害とか台風とか、いろんな自然に影響されて所得が伸びたり、減収になったりいろいろするわけですから、ある程度、そういう利益が出て蓄えを持っておかないと、継続していくにはなかなか厳しい面もありますので、そういう面まで考えて、取組をしっかりとさせていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○殿所農政企画課長 1点補足をさせていただきたいと思っております。先ほど窪菌委員の質問の中で、収入保険の対象が、推計すると9,000戸程度ではないかと申しあげましたけれども、青色申告をやっている農家は9,000戸程度あるのではないかとと思っておりますが、この中には畜産農家も含まれております。畜産農家につきましては、牛マルキン等の制度がございまして、収入保険の対象外になっておりますので、9,000経営体程度が全てこの収入保険の対象になるというわけではございませんので、そのことを補足させていただきます。申し訳ありませんでした。

○日高委員長 関連でございませうでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 そのほかでありますか。

○横田委員 チョウザメについてお尋ねします。養殖業者と申しますか、養殖場は大淀川水系

に何か所あるんでしょうか。

○福井水産政策課長 大淀川水系でございますと、小林市の4件が該当すると思っております。

○横田委員 約90尾が捕獲されているということですが、そのうちの雄、雌の割合は分かっているんでしょうか。

○福井水産政策課長 常任委員会資料の34ページに記録を載せておりますけれども、90尾全てが把握されているわけではございませんで、この12尾につきまして、水産試験場のほうでサンプル調査をいたしまして、その結果、12匹のうち、雄3匹、雌9匹でございました。

○横田委員 元来、県内の河川に生息している魚類ではないはずのチョウザメが90尾も捕獲されたにもかかわらず、養殖場から流出したものはないということなんですけれども、本当に不思議ではようがないんです。例えば、雄雌の割合で、もし雄のほうが多いんだったら、もしかすると魚肉が思ったより高くないので逃がしてしまったのかなと、そういうふうにも思ったんですけれど、雌のほうが多いということで、なおよく分からなくなったんですが、養殖場から逃げたとしか考えられないと思うんですけれど、そこら辺りはどのように考えておられますか。

○福井水産政策課長 委員のおっしゃるとおり、宮崎県に天然の水域でいる魚ではございませんので、やはりどこかから持ち込まれたなり、流出したものだというふうに考えてはおります。

確かに、2歳から3歳程度で養殖されている業者の方は、チョウザメを雌雄判別して、その後キャビアを取るために雌だけを飼育して、雄は魚肉用という形で出荷されたりしているんですけれども、雌雄判別した後の雄だけを、例えばもう飼わなくなって逃がしてしまったとか、

そういうことではどうもないというふうに考えております。

○横田委員 例えば、以前ジャンボタニシも、食用として導入されたんだけど、思うように高く売れないからということで、全部川とかに逃がしてしまって、今、稲の食害で大変な思いを皆農家はしているんですが、たまたまこのチョウザメは生態系には大きな影響を与えるものではないということですので、何ぼか安心はしているんですけど、でも、元来県内の川にいないものがあるということは、何か影響が出るような気がするんです。ですから、もうちょっと調査をしていただいて、もうこういうことが引き続き出ることがないようにやっていただきたいなと思います。

○福井水産政策課長 委員がおっしゃるとおり、チョウザメは非常に大型になりますし、長寿命の魚でございますので、引き続き、内水面漁協の方々にも協力いただいて、見つけ次第捕獲して、再放流等をしないように駆除という形をとっていきたくて考えております。

○横田委員 併せて養殖業者の皆さん方にも、周知徹底をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○日高委員長 関連でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 そのほかでありますか。

○窪菌委員 ミカンコミバエの話なんですけど、前に日本でも出たことがあるということで、昭和61年に1回は根絶したということになっているわけですけど、これはいろんな説があると思うんですが、また新たに今回もこれを根絶するような話があるのか、また、そんな対策は取られるのか。

それから、いろんな誘殺をしながら119匹取れたということで、本県以外に鹿児島や熊本ということなんですけど、こういった対策はどういうふうに今後されていくのか。また、その後、来年の7月まで継続して調査するということが、大体これぐらいでいいだろうというような話なのか。

それから、防除を実施するということが、どういった防除があるのか。それと、フェロモンの効果、誘殺板等の効果、こういったものはどういった状況なのか、教えていただくとありがたいです。

○東農業経営支援課長 ミカンコミバエについてですが、この資料にありますとおり、もともと過去には南西諸島とか小笠原諸島のほうで発生しておりまして、昭和61年に根絶されています。今回は、一応海外からの飛来ということで、まだ国内で繁殖をしているというような状況ではございませんので、もしそういうことが確認されれば、またいろいろな防除対策を取りまして、根絶するというようなことになるかというふうに考えております。

それと、対策についてですけれども、一応緊急防除としては、下のほうに写真が出ておりますが、誘殺板というものがございまして、これは、ミカンコミバエを呼び寄せるフェロモンと、プラスこれに農薬が染み込ませてあります。これで、ミカンコミバエをこの誘殺板におびき寄せて農薬で殺すというようなことなんですけど、これを発生地域の、例えば樹木とかにぶら下げたりとか、そういうことで設置しまして、一応これで防除することにしております。

それと、来年の7月まで継続の予定なんですけれども、ミカンコミバエにつきましては、熱

帯性の昆虫ですので、日本で越冬するかどうかは分からないんですが、ただ、今暖冬傾向ということで、もしかしたら越冬するかもしれないということで、年を越した来年7月まで一応このトラップ調査は継続することにしておりますけど、その時点で、また飛来等が確認されれば、さらにまた継続する形になるかと考えております。

それと、フェロモンの効果等についてですが、このミカンコミバエは、特異的に雄がフェロモンに反応しておびき寄せられるんですけども、非常に効果が高いというふうには聞いております。

**○窪菌委員** これはミカンなんですけど、ミカンのほかには被害が出るものなんですか。ミカン以外の作物、果樹で何かあるのか。あと今のところ、海岸地帯を中心に誘殺しているということですが、内陸部では発見というか、全然見かけられないんですか。

**○東農業経営支援課長** ミカンコミバエは、ミカンと名前はついていますが、カンキツにも被害が出ておまして、幼虫が果実を食い荒らして腐ってしまうと、果実が落ちるといったような被害が出ます。

それと、ミカン以外には、例えば、ピーマンとかトマト、キュウリ、そういった果菜類にも出ますし、かなり広い範囲の植物に寄生することが分かっております。

それと、今のところ、海岸線を中心にトラップを仕掛けておりますが、基本的に湿地帯といえますか、風に乗って飛んでくるわけなんですけれども、海岸線を中心に飛んでくると。山間部のほうに下りてくることが全くないかと言われると、そういうことはないのかもしれませんが

が、基本的には海岸線、沿海部を中心にトラップを仕掛けておまして、あとは沿海部の中でも、川沿いに沿って飛来することが分かっておりますので、沿海部の川沿いのほうに設置したりとか、あとは港の近く、そういったところにトラップを設置しているところでございます。

**○日高委員長** 関連でありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** そのほかでありますか。

**○高橋委員** 委員会資料29ページの野生鳥獣による被害額なんですけれども、農作物で6,300万円の増になってはいますが、日南市から報告があつて、令和元年度は前年度の440万円から8,300万円に増えたとおっしゃるんです。20倍です。それから、調査方法が、今までは報告での数字だったらしくて、これを調査にかけたときに、8,300万円に上がったということなんです。

この数字は、26市町村の積み上げだと思うんです。だから、他の市町村どうなっているのかなど。ひょっとしたら日南市の以前のやり方で報告しているのであれば、相当な被害がまだ潜んでいるということが言えると思うんです。もし把握していらっしゃれば、26市町村の被害の調査報告についてお尋ねします。

**○小林中山間農業振興室長** 鳥獣被害の調査方法でございますけれども、こちらにつきましては、農林水産省、国から調査要領が示されておまして、その中で具体的には8つの方法で調査をしてくれというふうに使われております。

例えば、先ほどおっしゃられました農家からの報告で調査をする方法が一つ、それから、あとは農業共済の被害額の情報を取り寄せて、それで突合をして確認する方法が一つ。あるいは

鳥獣の有害捕獲の申請書に、地元で幾ら被害が発生しているのか、捕獲の申請をお願いしますということで申請が上がってくるんですけども、そちらに被害額が書いておりますので、その額と突合するものが一つ。

そういった8つの方法が示されておりまして、県内全ての市町村におかれましては、そこで示された方法を用いて調査しているというふうに、我々のほうも把握しております。

具体的にちょっと数が多いので、代表的なものだけお答えさせていただければと思うんですけども、一番多いのが農家さんからの報告でございまして、農家さんにアンケートを取ったりですとか、あるいは集落の代表の方に聞き取りをされるですとか、そういった形で、農家さんからの報告で被害を把握されているというところが24市町村ございます。

それから、先ほど申しました有害捕獲の申請書の被害額を見て、どれぐらい被害が出ているのかを把握されているところも24市町村ございます。あるいはそれぞれの市町村は、猟友会さんと連携されていまして、猟友会さんからどれぐらい被害が上がっているかという報告をもらっているところも、全部で14市町村ございます。

いずれの市町村におかれましても、特に業務体制とか、ほかの業務との兼ね合いとか、いろいろマンパワーとかの問題もありますけれども、そういったことを踏まえて、できるだけちゃんとやれるような体制で、今のところは調査されているというふうには考えているところでございます。

○高橋委員 いろいろ調査方法があつて、24市町村はアンケートで報告だから、ある程度正確

な数字が上がっているんじゃないんだろうかという気もするんですが、例えば、今私が言った、日南市で20倍も被害額が膨れ上がったという調査は、中山間支払い制度でこれを活用して、営農組合があるから、そこに調査をかけたらしいんです。それでも40集落です。日南は153集落あるんです。油津とか市街地なんかは除外してもいいんでしょうけど、それでも、私の住んでいる酒谷地区で該当したのは、棚田があるところ1集落です。ということは、日南市はまだまだ被害の調査が漏れているところがあるということ。

だから、先ほど説明のあった令和元年度の被害額というのは、まだ部分的な数字であつて、県内26市町村で丁寧に調査をかければ、相当な被害額に——私も報告していないんです。今朝も畑に行きましたら、イノシシでがらっとやられていました。そういう人たちがいっぱいいるんです。報告していないという人が。

だから、問題はまだ深刻であるということですよ。そのことをしっかりと認識していただいて、その対策がもう大変なんです。特に、日南市というと果樹が多いらしいんです。今ヒヨドリの被害が多いらしいんです。上からも下からも果樹の場合には来るわけで、お金もかかりますから、ぜひ実態の把握と対策にしっかりと努めていただきたいと思います。

○小林中山間農業振興室長 おっしゃられたとおりでございます。我々といたしましても、昨年度の被害がかなり増えたというところで、これは、しっかり対策をしていかなければならないと考えておりまして、先ほど資料の御説明の際に申し上げましたけれども、各地域の特命チームと、まずは意見交換会を実施いたしまして、

その中で、今後の地域の被害の把握方法の現状を踏まえまして、どうやっていったらより具体的に、適切にその被害の把握ができるのかを、今年度いっぱいしっかり考えていこうということで、取組を進めているところでございます。

そして、日南の果樹の話でございますけれども、そちらにつきましては、我々も当然把握をしております、先週の金曜日でございますが、南那珂農林振興局、それから普及センター、そして、市役所の方等の特命チームで、南郷地区におきまして、簡単に設置できる防鳥ネットの実証圃をつくっております、そちらで、まずは被害の軽減が見られるかを把握して、実証していきたいと考えております。

仮に効果があった場合は、国の鳥獣交付金を活用して導入もできますので、まずその実証結果を踏まえて、それがうまくいきそうであれば、来年度以降、しっかりと導入して、被害の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○星原委員 鳥獣被害の状況を説明してもらいましたが、前年度より、猿でも鹿でもイノシシでも全て増えているんです。これまでも防護ネットとか、電気柵とか、そういう被害が出ているところは、そういう形でずっとやってきています。それでも被害額が増えているということは、やはり、それぞれの個体数が減っていないんじゃないかなと思うんです。防護ネットとか、電気柵で本当にカバーできるとは私も思いません。

ですから、ある程度それぞれの個体数を減らしていくためには、狩猟免許を取る人たちが——もう我々の地域でも、高齢者の人たちがやめていく、若い人たちはなかなか免許を取らない状況なんです。県内で、今新規で狩猟免許を

取っている人たちは、毎年何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○小林中山間農業振興室長 申し訳ございません。狩猟と捕獲につきましては、環境森林部の所管でございます、今その数を持ち合わせてございません。

○星原委員 鳥獣班もあつたり、いろいろしているんですけど、だんだん少なくなってきました。狩猟免許を取得するときとか、あるいは更新するときには多分幾らかの——2～3万円だったかな——お金を取っているんじゃないかなと思うんです。だから、ここで補助をしたりとかと書いてあるんですけど、もう補助ではなくて、免除で育成していかないと。

そして、捕り方、罠でもそうなんですけど、技術も指導が要ります。いろんな技術を指導しながら、もう数が少ないとなれば、更新料とか免許料なんかで何万円か取っていると思うんですが、そういうのももう取らずにやってもらう。

個体数を減らすには、そういう狩猟する人たちがいなくなったら、多分今後、防護ネットとか電気柵だけでは防げない。増えていく分を、ある一定のところまで最低限抑えていく努力が今後必要じゃないかなと思うんですが、その辺についての考えはないもんですか。

○大久津農政水産部長 今委員がおっしゃいましたように、これについては副知事をトップに、特命チームで環境森林部と一緒にやっております。狩猟免許と、そういった個体数については、環境森林部が所管しておりますので、今、委員がおっしゃたことについては、私から佐野部長にも申し上げます。

また、副知事のほうの特命チームの中でもじっくり議論していただくような形で、検討させて

いただきます。私のほうではなかなかそこについては答弁が難しいので、結果については、また御報告させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○星原委員 了解です。

○横田委員 鳥獣害対策については、木城町の駄留地区の成功事例が有名です。私も現地まで案内していただいて、担当の人からいろいろ説明していただきました。

でも、県内どこに行っても、その駄留地区の取組をやっているところをほとんど見ることがないんです。せっかく成功事例があるのに、それをどのように活用されているのかなといつも思うんですけど、そこら辺りはいかがでしょうか。

○小林中山間農業振興室長 駄留地区もそうだと思いますけれども、やはり取組は個人でされるのではなくて、集落全体で取り組んでこそ効果があるものだと考えております。そのため、県といたしましては、県内各地にモデル地区をつくってございまして、そこで、例えばどこに被害が生じているのかとか、どこに獣がいるのかとか、あるいはどういった対策をすればその集落は守れるのか。柵の整備だけではなくて、日常的な追い払い活動の実施とか、あるいは餌となるような物を放置しないとか、集落ぐるみの取組を行うモデル地区をつくってございまして、そこに対しては、県の特命チームが重点的に支援を行っているところでございます。

そこで得られた結果を、しっかりと我々も横展開して行って、駄留地区のような優れた取組を、県内に波及させていきたいと考えているところでございます。

○横田委員 駄留地区以外にも成功事例がいろ

いろあるだろうと思いますけど、せっかく成功事例があるわけですので、それをみんなに知らせて、少しでも被害が少なくなるように取り組んでいただければと思います。

○星原委員 関連してですけど、私の地域でもそういう集落があったんですが、追い払うからそこにはいなくなるんですけど、どっかに出るんです。そういうところまでずっと追っかけていくとなかなか難しいんです。指定された地域の人たちがみんなで協力して追い払えば、結局は、今度は違う隣の集落のほうに出ていくわけです。

ですから、やっぱりある程度個体数を減らすためにどうするかということにも取り組まない限りは、非常に難しいのではないかなと思います。

○有岡委員 今のお話の中で、30ページに鳥獣被害対策マイスターという制度があって、令和元年度は638名という数字が出ておりますが、この方たちがどういう活動していらっしゃるのか、まず1点知りたいのと、レベルアップ研修会をされているということで、例えば、ヒヨドリとかカラス、なかなか新しい分野の対策ですが、こういった分野は研修されているのか、そこら辺の背景をお尋ねいたします。

○小林中山間農業振興室長 鳥獣被害対策マイスターにつきましては、県の農林振興局の職員ですとか、市町村の職員の方々、あるいはJAの職員の方々等に、鳥獣被害の支援センターが研修を行ってございまして、そこで鳥獣被害防止の技術や知識、そういったものを研修しております。その講習を受けられて、地域に行っただいて、農家の方とかに技術指導をされるような方を、鳥獣被害対策マイスターと定義づけ



ております。

研修内容につきましても、鳥類とかの技術というのも当然あるんですけども、ヒヨドリについては、被害が直近で出たというところと、生態系などを踏まえると、かちつとした技術がまだないところがございますので、まずは実証圃でしっかり被害の軽減の状況を把握いたしまして、そこで得られた結果を研修等でしっかりとフィードバックして、全体のレベルアップに努めていきたいと考えております。

○日高委員長 関連はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○有岡委員 21ページからで、基本的なことからお尋ねいたしますが、新規就農者が令和元年は418名ということで、増えていることは大変ありがたいことなんですが、その方たちが、例えば、法人に就職する。その後、例えば独立して自分でスタートするとか、就農する。そんな実態調査はしていらっしゃるのか、その点をお伺いしたいんですが、その後の追跡はしていらっしゃるのか。

○戸高農業担い手対策室長 新規就農者のその後の追跡、フォローアップでございますけれども、今現在行っておりますのは、国の支援事業等を使って就農された方々につきましては、データベース等をつくっております。昨年から、こういった新規就農者が就農するまでの、どういう段階を通じて就農されたかというふうなところのデータベースもつくっております。そういうデータを基に新規就農の施策等にも反映させたいというところがございます。まだデータを取り始めたばかりですので、これが年数を経ると、しっかりとしたデータになるのではないかと考えているところでございます。

○有岡委員 ぜひ積み重ねていただきながら、新規就農される方の一つのモデルになるような事例なんかも、また教えていただければありがたいと思っております。

続けて、先ほど国内輸送の話が出て、最近では新幹線を使ったり、高速バスを使ったりという動きがあるようですが、宮崎県においては、椎葉村から日向に持っていくパターンを、2年前からやっておりますけど、ヤマト運輸とか宮交のを使っています。このときに、料金面の課題があったりいろいろあったと思うんです。そういった取組は現在どうなっているのか、令和元年度の取組についてお伺いいたします。

○愛甲農業連携推進課長 委員の質問につきましては、県内2か所で今実証しているところです。1か所は、上椎葉のほうから農協の出荷場に一旦出荷しまして、そこから日向市の直売所まで運ぶというやり方。それから、もう一つが、延岡市の北方町の上鹿川集落から市のコミュニティバスを活用して、北方町の直売所のほうに直接運ぶやり方、この2種類について取り組んでいるところです。

以前は、ヤマト運輸とか宮交バスとか、そういった民間との連携もいろいろ視野に入れて実証してきたところなんですけれども、その取組については、やはりコストが非常にかかってしまうということが判明しまして、現在、コミュニティバスを有効利用するのが一番妥当じゃないかということで、そちらのほうで試験を続けているところです。その結果、特に北方町の上鹿川からの輸送については、非常に効果が高いというふうなことで、市のほうも前向きに取組をしていただいているところで、その取組をほかの集落にも波及させたいというような話も出

てきているところでございますので、今後とも、実証を進めながら、その成果を不便な地域に波及できるようにしていきたいというふうには思っております。

○有岡委員 ぜひ宮崎の大きな課題であります流通の一つのモデルとして、実証して成果を上げていただくとありがたいと思っております。

あともう一つは、水産政策課のチョウザメの話が先ほどありましたけれども、生態系の問題の中で、これは昨年話の中で出たのが、ブラックバスとブルーギルもやはり一つの課題だということで、昨年度どういう対策を、何かされていらっしゃるれば、生態系を守るための取組について教えていただきたいと思っております。

○坂本漁村振興課長 外来魚の駆除事業につきましては、ブラックバスですとかブルーギル、県の内水面漁連に対する委託の事業の中で、希望する各漁協さんで、例えば、刺し網による捕獲ですとか、県民参加型の釣り大会で捕獲するなどの駆除活動を実施してございます。

○有岡委員 よろしくお願ひします。

○窪菌委員 23ページの連携サポートシステム強化プロジェクトなんですけど、このうち、畜産拠点の整備や販売型コントラクターの飼料販売拡大支援による分業化を推進するとなっているわけなんですけど、私も以前から、今後畜産の大型化を進める上では、やはり分業化を進めないと進まないよという話をずっとしてきたんですが、やっぱり大型になりますと、もう大変な時間が必要です。

また機械も必要だというようなこともありますので、なかなか牛のほうに手が回らん、目が回らんということになると、成績がよくないことにもつながるということで、そういうことを

やってきたんですけれども、なかなかこの分業も厳しい部分があって、建設会社の方とか、そういった方々が県内にもいらっしゃるということのを伺っているわけですが、この分業の状況は今どんな状況なのか。

また、コントラクターの場合の飼料の販売というんですか、これが、今ちょうど時期でどんどん走ったりしているんですけれども、聞くところによると、1ロールになりますと7,000円。もう非常に高価なサイロになるということですので、これも収支面でどうなのかなという気もしまして、なかなか進まない。一部コントラクターでやる方もいらっしゃいますし、通常の土に埋め込むサイロでされる方もいらっしゃいます。

今後、いろいろ考えますと、このコントラクターを進める必要があると思っておりますが、これの販売をやっている人が県内にいらっしゃるものか。また、そういった組合をつくってやっている人、組織があるのかどうか。分かる範囲内で結構なんですけど、この粗飼料の生産についてお伺いします。

○河野畜産振興課長 県内のコントラクター等の状況でございますが、今、本県のコントラクターの状況は46組織がございまして。うち法人化されているのが26で、あとは営農集団でございまして。委員御存じのとおり、コントラクターは、飼料の作付、収穫等の分業を担っております。

あと販売については、今県内ではTMRセンターということで、5つの組織がTMRセンターで動いております。これは、株式会社なり有限会社なり等々がやっているTMRセンターでございまして。

コントラクターの組織が販売する販売型のコ

ントラクターも、今県内でいろいろ取組をしているところがございます。今後、分業化は、畜産にとっても非常に重要になると考えておりますので、引き続き進めてまいりたいと考えております。

○窪菌委員 取り組んでいただくのは当然なんですけど、こういった分業による組織を、今後どうやってつくっていくのかも大事なことだと思いますので、ぜひいろんな地域で、こういった組織づくりを中心に進めていただくと、非常に農家もありがたいし、また、そういったのが業として成り立てばなおいいわけですから、よろしくをお願いします。

○河野畜産振興課長 先ほどの46のコントラクターの中で、自立型で販売しているところが、うち15組織、コントラクターをしながら販売しているところがございますので、つけ加えさせていただきます。

○窪菌委員 今の推進の仕方はいかがでしょうか。

○河野畜産振興課長 委員御指摘のとおり、推進につきましては、引き続き、今県内2か所の地域でTMRセンター等の地域型で農家を巻き込んだ組織づくりをやっております。もちろんこれは利用者の農家も含めて検討しております、これにつきましては、やはり県内のモデルとなりますので、県としてもしっかり地域の関係機関と連携して、設立に向けた取組を進めている状況でございます。しっかりやっていきたいと思っております。

○窪菌委員 私、小林なんですけど、小林のほうもこういった組織でやろうということで、今JAが中心にやっているんですけども、やっぱりいろんな機械が、小林のほうは普通の二輪、四輪のトラクターです。人吉辺りからも来るん

ですけども、それはキャタピラーなんです。だから、そういった機械も整備する、圃場を整備することも必要だろうと思います。総合的にそういったものも今後必要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○日高委員長 そのほか、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 要望なんですけれども、先ほど台風10号の被害状況を伝えていただいたんですけど、今回、椎葉で大変な状況があったんですけども、その台風が来るまでは、日本人が今まで経験したことの無い台風ということで、コースも一番最悪なコースを通ったわけなんですけど、けれども、実際、宮崎の農業は、そこまで大きな被害が出ていなかったんです。

僕も今までそうなんですけれども、その後の心の緩みは必ず出てくるんです。今回、930ヘクトパスカルでした。今度950~960が来たときには、「930であれぐらいやから大丈夫やが」というのが絶対あると思うんです。次に、950~960ヘクトパスカルが来たときの、そういう気の緩みがないように、注意喚起をぜひやっていただきたいなと思っておりますので、要望としてお願いします。

それでは、その他に関して何かありませんでしょうか。

○高橋委員 みやざきブランドの地頭鶏の販売低迷で、先般の代表質問、そして、一般質問でも取り上げていただいて、素びなの供給が1割から5割減という答弁をいただきましたけど、これはどの時点の数字かまず確認します。

○河野畜産振興課長 素びな導入のコロナの影響に係る減少なんですけど、この減少の率なんですけれども、4月の素びな導入に対して、5月

時点から現在までの素びな導入の減少率ということを出しております。

○高橋委員 4月、5月との比較ということで。ただ、もう御案内のように、一昨年でしたか、東京の偽装事件は。あれを起点に右肩下がりでこの地頭鶏が下がってきていまして、たまたま一昨日でしたか、生産農家と話す機会があつて、大変ですね。答弁で5割ぐらい減になっているということであつたと言つたら、その方は、ピーク時は2,500羽、現在500羽です、コロナ禍だけじゃなくて、そういったもろもろの影響を含めて8割減です。でもその方は、あつげらんといつたら失礼ですが、現実には受け入れないといかんということで、自分でも販売とか、道の駅に持っていったり、生肉だったり焼いたのを持っていったりして努力していますということでしたが、いろいろと聞くところによると、先ほども話題になりました収入保険制度というのがあつて、これはコロナの影響で、入っていれば保険会社から払われるんでしょうけど、聞きましたら、1人の方が入っていたみたいで、やっぱり生産意欲が相当下がっていると思うんです。

先ほど言いましたように、あの偽装事件から右肩下がりで低迷してきたときに——子供までサラリーマンを辞めさせて一緒に規模拡大で広げていったのが地頭鶏です。ところが、あの低迷で、息子は結局地頭鶏の販売はやめて、もうアルバイトに出ていった。挙げ句には、もうやめた人もたしかいたと思うんですけど、そういう状況下でのコロナです。

だから、このみやざきブランドという位置づけをしている以上、本当に対策は必要で、先ほど収入保険制度が1件と言いましたけど、これ

は大事なことであつて、問題です。1,000万円ぐらいの収入で30万円ぐらいらしいです。聞いてみると32万円とか言っていました。全てが掛け捨てじゃなくて、積立でもあるから、20万円とかそのくらいは積立になっているみたいで、誘導策が私は大事だと思うんです。収入保険制度に加入させる。新規加入への誘導策は、みやざきブランドを守るために必要じゃないかな。今いる農家の方々に引き続き生産をしていただく、そのためにはやっぱり対策を検討すべきじゃないかなと。一昨日話した農家は2,500羽が500羽ですわと言うでしょう。それはもう大変だということで、非常に深刻に受けていたものですから、生産意欲を何とか持ち直していただく、そういう策を。日南は50万円ぐらい——もう当然これはみんな該当するんでしょうけど——この前の7月で、何か補正を組んだというふうに言っていました。

ぜひ県も、目に見える対策を何とか取っていただきたい。お願いしたいと思いますが、今、答弁できるものがないですわね。

○河野畜産振興課長 先ほど申しましたように、4月に対して、5月から現在9月までの減少率が、そういうものだったんですけれども、委員がおっしゃるように、生産者の中には、やはりピーク時からすると、言われるように、8割ぐらいの減少という状況の方もいらっしゃるというふうに考えております。

いずれにしても、9月からは、5月に入数を減少した影響で、今度は出荷数が減少します。5月の素びなを入れた影響が、9月の今後の出荷に影響するというふうな状況で、さらに生産者の方々の経営が、引き続き厳しさは続くということで、県としてもしっかり認識してお

ります。

そのため、いろいろ補正等で補完対策等々させていただいたんですけれども、あとは商品の販路を広げるための対策ということで、4月補正で認めていただき、やらせていただいているんですが、組合等と連携して、今現在も新たな販路、会社関係につきましては、大きな販路口があるんですけれども、引き続き新たな販路をさらに見つけるという部分もございます。

それと、個別の生産者もございます。この方々につきましては、一時期、5月から7月ぐらいまでは、ひなの縮小をされておられたんですが、7、8月ぐらいからは、やはり個人的に販路を持っておられて、回復しているということで、今は戻っているというふうな情報も来ております。

会社等の傘下の方々については、やはり出口が非常に大きかったので、外食産業等の影響が大変大きいものですから、引き続き販路の部分でしっかりと組合と連携した開拓を。それと、この前も答弁させていただいたんですが、生産においては、改良型の地頭鶏というものも開発しまして、育成期間が短くて、おいしさと増体、産肉性があるという、今度改良型の地頭鶏を供給をすることになります。そういう形で、生産地のほうでも、そういうふうな対応もしまして、技術提携も指導もしっかりしながら、生産基盤をしっかり維持していただきながら、今現在はちょっと厳しいんですが、しっかり県としても関係機関と連携して、ここの難局を乗り越えていただくために、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○高橋委員 おっしゃるとおりだと思うんです。それで、やっぱりAP頼み、これはもう、そち

ら側からも何回も答弁いただいて、販路の拡大をということではおっしゃっていただいたんですけど、私が会った生産者は言っていました。当時、APに全量を出荷しなさいと確認書まで結ばせているんです。それが、今こういう状況でしょう。だから、それもしようがないにしても、おっしゃったように、応援消費なんかも予算つけてやっていらっしゃるから、ただこれは、息を長くしないと、最初のうちは卸がいいばかりです。冷蔵庫からどんどん減っているわけだから、それがどんどん続いていって、またそれがよく回転していったときに、素びなが増えていくわけで、そこら辺のところ的大事だから、これは息の長い応援消費が必要だということ、それはもう予算確保しないと駄目だということです。

それと、おっしゃったように、コスト削減、もう来ているからその現実が。徳島の阿波尾鶏まではちょっと厳しいかもしれないけど、できるだけ飼育日数が短縮できるように、さらなる努力をお願いしたいと思います。

○日高委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東農業経営支援課長 すみません。先ほど窪菌委員のミカンコミバエの御質問の中で、来年7月まで調査する件で御質問があったんですけれども、この7月までといいますのは、現在トラップを増設して調査をしております。これについては7月まで調査を継続しますが、その後は通常の調査、毎年3月から12月までは通常の侵入警戒調査を行っておりますので、その調査に移行するというので、それは継続的に毎年ずっとやっていくことになります。少し説明が足りませんでした。

午前11時47分散会

それと、もう一点、昨日の横田委員の農業振興公社の御質問の中で、特例事業について御質問があったんですけども、常任委員会資料の12ページに、担い手支援部門という記載がありますが、その3つ目のポツに、新規就農者等へ円滑に農業経営資源、農地だとかハウス、それから畜舎等も含まれるんですけども、そういったものを承継するための支援というものがございまして、公社に農業承継コーディネーターを配置しております。その方が離農者のいろいろな経営資源を調査したり、あと新規就農者のマッチングとかをさせていただいています。

あとハウスとか畜舎の移設といいますか、承継については、県の事業のほうで3分の1の補助を行っておりますので、公社とも連携しながら、そういった事業も実施しております。少し説明が足りませんでしたので、補足させていただきました。

○日高委員長 それでは、以上をもって、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午前11時46分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日、再開時間を午後1時10分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

令和2年9月18日(金曜日)

---

午後1時5分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	石山敬祐

---

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時5分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決をいた

します。

議案第1号、議案第6号、議案第15号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第6号、議案第15号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてでありますけれども、委員長報告の項目として、特に御要望等がありますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

---

午後1時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、見合せとなっております県北調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

---

午後1時9分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

見合せとなっております県北調査につきましては、10月28日、29日の日程で実施します。

調査先及び実施の判断につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、10月26日の閉会中の委員会につきまして、正副委員長に一任ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほかで何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時9分閉会



署 名

環境農林水産常任委員会委員長

日 高 陽 一

